# 第3次 小林市男女共同参画基本計画

2023年度~2032年度

令和5年(2023年)3月



### はじめに

「男女共同参画社会基本法」においては、その前文において男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置づけています。

本市では、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、平成15年3月に「小林市男女共同参画基本計画」を策定すると共に平成17年3月に「小林市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。



この間、国においては急速に進行する少子高齢化や人材不足に伴う女性の活用の必要性が高まり、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」が制定されました。また、「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)」改正等の法整備が進められる一方で、令和3年度に実施いたしました「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査」の結果によりますと、依然として性別による固定的な役割分担やその意識に根ざした社会の慣習や慣行が残っている現状が見られます。今後、男女共同参画の視点を持った取り組みがさらに重要となってまいります。

このような中、社会情勢の変化や国の動き、本市の男女共同参画に関する課題とアンケート調査等を踏まえたうえで、2032年度を最終目標とする第3次小林市男女共同参画基本計画を策定いたしました。計画には性的少数者など多様な性への理解促進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就業環境の整備、防災分野における男女共同参画の推進などの課題や「持続的な開発目標(SDGs)」からの視点等を盛り込むとともに、DV防止法に基づく「小林市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」なども包含して、位置付けるものとしました。

男女共同参画社会の実現は、行政のみで成し得るものではなく、市民の皆様をはじめ、事業者や関係機関・各種団体などがともに連携・協働しながら、地域社会が一体となって取り組むことが重要であります。皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました小林市 男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました 市民の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和5年(2023年)3月

小林市長 宮原 義久

# <u>目次</u>

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画策定の背景	4
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 男女を取り巻く状況	
1. 人口の推移	8
2. 世帯数の推移	9
3. 出生数の推移	9
4. 結婚について	
5. 就業について	12
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	16
2. 基本目標	
3. 計画の基本的視点	17
4. 計画の体系	18
第4章 計画の内容	
基本目標1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	22
重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成	22
重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	27
重点課題1-3 男女の人権の尊重	32
基本目標2 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり	43
重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	44
重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立	47
重点課題2-3 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」	
に向けた就業環境の整備	50
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	56
重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	56
重点課題3-2 様々な生活困難を抱える人に対する支援	62

基本	5目標4 あらゆる分野への社会参画の推進	63
重	直点課題4−1 政策・方針決定過程への女性参画の推進	64
重	点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進	66
	直点課題4-3 防災分野における男女共同参画の推進	
第5章	章 計画の推進	
1.	計画の推進体制	74
2.	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
第6章	章 小林市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基	本計画
1.	計画策定の趣旨	78
2.	計画の性格	78
3.	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
参考資	<del>資料</del>	
1.	第3次小林市男女共同参画基本計画策定経緯	82
2.	小林市男女共同参画推進条例	83
3.	小林市男女共同参画審議会委員名簿	87
4.	小林市男女共同参画行政推進会議設置要綱	88
5.	男女共同参画社会基本法	90
6.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	95
7.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	07
8.		
9.	男女共同参画基本計画に関するアンケート調査結果	27

# 第1章 計画の概要

## 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市においては、基本的人権の尊重の下、全ての市民が助け合い、差別のない明るい社会づくりを推進 するとともに、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目 指しています。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じた様々な取組が進められてきました。

一方、少子高齢化による人口減少の本格化とこれに伴う社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、更なる取組を展開していくことが必要となっています。

この情勢を受け、平成27年9月には、自らの意思によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)※」が公布されました。この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を一定以上の規模の事業主に義務付ける等の制度が定められ、令和元年5月の改正では仕事と家庭生活を両立できる制度づくりをより推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象の拡大や特定認定制度の創設が盛り込まれています。

さらに、令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、我が国における男女共同参画 社会の実現に向けた取組が推進されています。

県においては、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、令和4年3月に、「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定して取組を推進しているほか、平成31年3月に「第4次DV対策宮崎県基本計画、令和2年3月に「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、それぞれの課題対策を通じて、男女共同参画社会実現を目指しています。

本市においても、この法律等の趣旨を踏まえ、旧小林市において平成15年3月に平成24年度を目標とする「小林市男女共同参画基本計画」を策定するとともに、平成17年3月には「小林市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

その後、平成18年3月の合併に伴い、これらを継承、即日施行し、国や県の計画の見直しを踏まえた「小林市男女共同参画基本計画改訂版」を平成20年3月に策定、平成25年3月には「第2次小林市男女共同参画基本計画」を、平成31年3月には「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」を策定し、着実に取組を進めています。

しかしながら、本市の現状を見ると、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とはいえず、また、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている現状にあり、更なる施策の継続と展開が求められています。

これまでの取組とその状況および社会情勢等の変化を踏まえ、現行の計画を見直し、令和5年度からの新たな計画として「第3次小林市男女共同参画基本計画改訂版」を策定します。

本計画には、男女共同参画社会の形成に向けて、あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの視点を反映させるとともに成果指標を定め、本市の男女共同参画社会づくりを総合的、計画的に推進していきます。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律: 女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから平成28年に施行された法律。国・地方公共団体、従業員301人以上の大企業に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務づけられ、地方公共団体(都道府県、市町村)は、国の女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(閣議決定)等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが努力義務とされました。

#### ※「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に おける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社 会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。 (男女共同参画社会基本法 第2条より)

## 2 計画策定の背景

今日、男女共同参画に関る社会情勢はめまぐるしく進展しています。

国においては、官民一体となってワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む必要があることから、平成20年4月に「<u>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章</u>※」及び「<u>仕事と生活の調和推進のための行動指針</u>※」が策定され、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

また、令和2年12月には、男女共同参画基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画においては、新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響やデジタル化社会への対応などのほか、平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標」(以下「SDGs※」という。)の17の目標のうちに、「ジェンダー平等を実現しよう」が目標5に位置づけられるとともに、全ての目標に「ジェンダー主流化」を行う事が基本原則として明記されるなど、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実現することが世界的な目標となっていることを踏まえ、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会をめざすため、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進めることが強調されています。

法制面においては、平成29年10月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、育児休業取得、従業員への両立支援制度の周知及び育児目的休暇の導入促進の努力義務が定められました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律※」(以下「ストーカー規制法」という。)が改正され(平成25年10月施行)、女性相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されたほか、平成28年にはSNSやブログ上の行為等が規制対象に追加され、令和3年にはGPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等が規制に加わる等、改正を重ねています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律\*」(以下「DV防止法」という。)が令和元年に改正され、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、DV対応と児童虐待との連携強化が図られています。

そのほか、「東日本大震災からの復興の基本方針※」(平成23年7月29日決定)においては、基本的な考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。」との記述が盛り込まれており、あらゆる場面で女性の視点を反映した取組の重要性が再認識されています。

本市においては、平成25年(2013年)4月に全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちづくりを目指すことを基本理念とする「小林市まちづくり基本条例」を施行しました。その実現にあたっては、女性の参画を促進するとともに女性の意見を反映していく仕組みを構築することが重要です。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章: 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性や目指すべき社会の姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により策定された憲章のことです。

※仕事と生活の調和推進のための行動指針: 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針のことです。

#### ※【SDGs17の目標 5:ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



## 3 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、 小林市の男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるもの です。

策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月閣議決定)及び県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」(令和4年3月策定)を踏まえ、平成28年4月に全面施行された「女性活躍推進法」第6条2項に基づく市の推進計画として位置付けるとともに、「第2次小林市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

また、この計画の第6章は、「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けます。

**※ストーカー行為等の規制等に関する法律**:特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族などに対して行う行為を規定し、規制しています。平成25年の改正で嫌がる相手に執拗にメールを送信する行為も規制の対象になりました。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律:配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律で、平成13年(2001年)10月から施行され、平成16年(2004年)12月2日から、保護命令の対象範囲の拡大等を中心とした改正法が施行されました。また、平成20年(2008年)1月の一部改正により、市町村基本計画の策定や適切な施設における配偶者暴力相談支援センター機能の発揮が市町村に努力義務化されました。DV防止法と略称されます。

※東日本大震災からの復興の基本方針:東日本大震災復興基本法第3条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による 復興のための取り組みの基本方針であり、また被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のため の取り組みの全体像を明らかにしたものです。

## 4 計画の期間

計画期間は令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢等の変化に対応した施策を適切に推進するため、計画期間のおおむね中間において中間見直しを行うこととします。

## 5 計画の策定体制

#### (1)市民意識調査アンケートの実施

市民との協働の視点から、満20歳以上の市民2,000人を対象とする「小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査」を実施し、市民の意識や実態調査の現状把握と、施策や目標値設定の基礎資料としました。

調査地域	小林市全域
調査時期	令和3年12月17日~令和4年1月31日
調査対象	満20歳以上の小林市民2,000人
回収結果	696件(回収率34.8%)
調査方法	郵送による配布・回収

#### (2)現行計画の推進状況調査の実施

庁内全体で男女共同参画社会の形成を目指すため、成果指標の評価や各課の取組の詳細を把握し、 実効性を確保した施策の検討を行うための基礎資料としました。

#### (3)国・県の基本計画との対照

国・県の基本計画との照査を行い、現行計画の施策の不足、強化すべき施策等を整理しました。

#### (4)小林市男女共同参画審議会の意見の反映

小林市男女共同参画審議会を開催し、審議会における意見を十分に計画に反映しました。

#### (5)小林市男女共同参画行政推進会議等の開催

本市における男女共同参画の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、職員で構成する小林市男女共同参画行政推進会議及びワーキンググループ会議を開催しました。

#### (6)パブリック・コメント

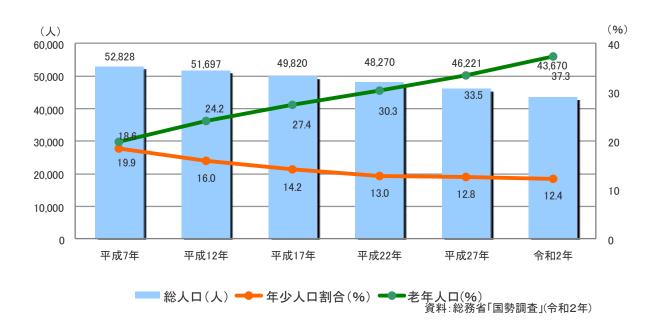
パブリック・コメントを実施し、市民の幅広い意見を計画に反映できるよう努めました。

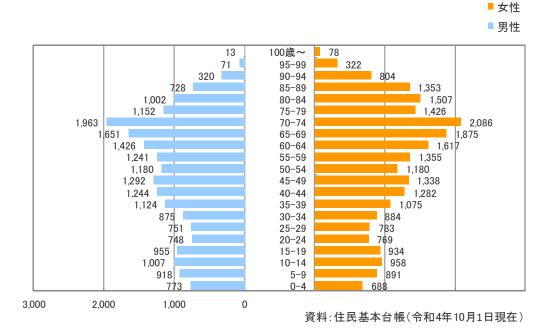
# 第2章 男女を取り巻く状況

## 第2章 男女を取り巻く状況

## 1 人口の推移

本市の総人口は、令和4年10月1日現在の住民基本台帳によると43,639人となっており、今後も減少傾向にあると予想されます。また、年少人口割合が減少傾向にある反面、老年人口割合は上昇を続けており、人口ピラミッドを見てみると、60-64歳、65-69歳、70-74歳の人口が多く、今後さらなる高齢化が予想されます。





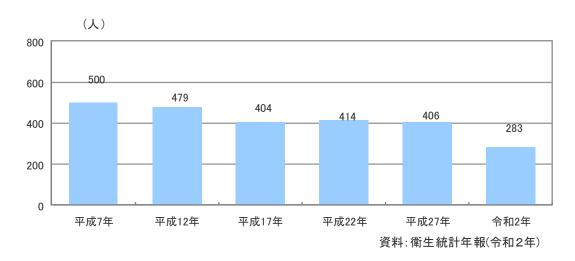
## 2 世帯数の推移

本市の世帯数は、微増傾向にありますが、これは単独世帯が増加したことが要因であり、核家族世帯及びその他の親族世帯が減少傾向にあることから、世帯の少人数化が進行していることが伺えます。



## 3 出生数の推移

本市の出生数は、令和 2 年10月現在の宮崎県統計データによると 283 人となっています。平成 7 年の出生数と比較すると大きく減少しています。

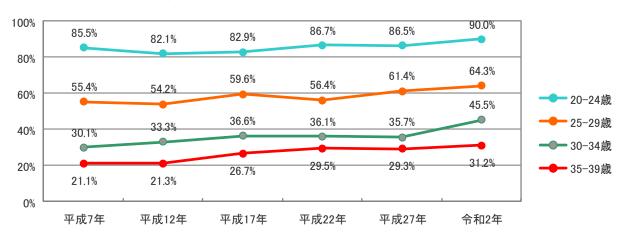


## 4 結婚について

#### ●年齢階層別未婚率

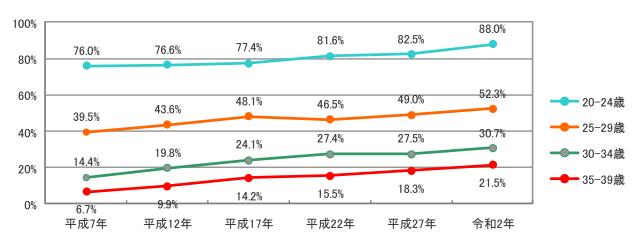
本市の年齢階層別未婚率においては、男性は30-34歳の未婚率が上昇し、女性においては全ての年齢 階層において、未婚率が、平成22年以降上昇しています。

## <男性の年齢階層別未婚率>



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

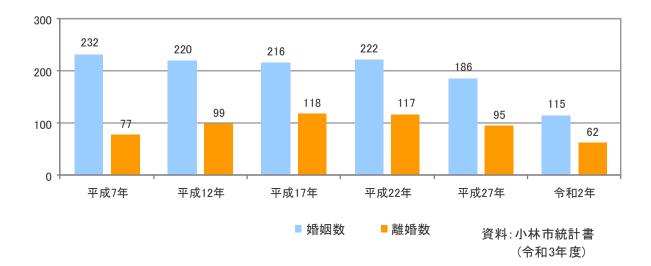
## <女性の年齢階層別未婚率>



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

## ●婚姻数

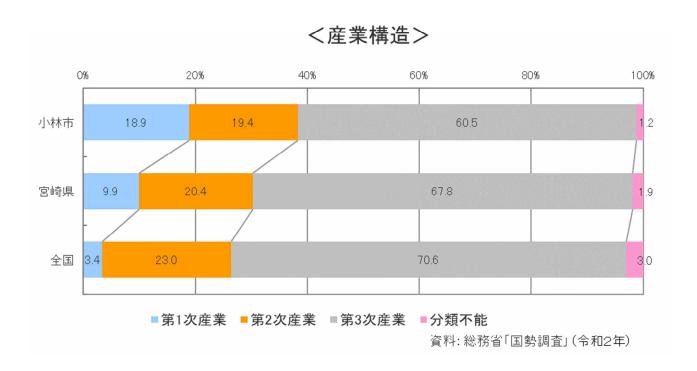
本市の婚姻数・離婚数は、平成22年以降減少傾向にあります。



## 5 就業について

本市の産業構造を見ると、農業を中心とする第1次産業人口の割合が全就業者数の18.9%を占めており、国や県と比較してもかなり高い割合となっています。

また、性別、年齢別労働力率を見ると、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底が 浅く、台形に近くなっており、子育て中の女性も仕事を続ける女性が多いことが伺え、このことは本市の特徴で ある農業従事者の割合が高いことも一因であると考えられます。



<性別、年齢別労働力率>



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

## <参考:産業構造(詳細)>

		小林市		宮崎県	全国
	人数(人)割合(%)		割合(%)	割合(%)	割合(%)
第1次産業		4,025	18.9	9.9	3.4
j	農業	3,796	17.8	8.6	2.0
7	林業	223	1.0	0.7	3.2
j	漁業	6	0.0	0.5	0.2
第2次産業		4,142	19.4	20.4	23.0
3	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.0	0.0	0.0
3	建設業	1,750	8.2	8.4	7.2
117	製造業	2,387	11.2	12.0	15.7
第3次産業		12,888	60.5	67.8	70.6
ē	電気・ガス・熱供給・水道業	31	0.1	0.5	0.5
1	情報通信業	48	0.2	1.3	3.4
j	運輸業、郵便業	601	2.8	3.9	5.4
Í	卸売業、小売業	2,747	12.9	14.6	15.3
3	金融業、保険業	267	1.3	2.0	2.4
2	不動産業、物品賃貸業	158	0.7	1.3	2.2
5	学術研究、専門・技術サービス業	381	1.8	2.4	3.7
1	宿泊業、飲食サービス業	887	4.2	5.0	5.4
4	生活関連サービス業、娯楽業	678	3.2	3.4	3.4
4	教育、学習支援業	800	3.8	5.1	4.9
[	医療、福祉	3,931	18.5	16.7	13.2
į	複合サービス事業	375	1.8	1.3	0.8
-	サービス業(他に分類されないもの)	995	4.7	5.7	6.6
	公務	989	4.6	4.7	3.5
分類不能		243	1.1	1.9	3.0
	計	21,298	100.0	100.0	100.0

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で機軸となるものであり、その実現に向けて各種施策が展開されることが重要となります。

「第2次小林市男女共同参画基本計画」(平成25~34年度)及び改訂版においては、「小林市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、6つの基本理念を掲げて男女共同参画社会の実現を目指して施策を実施してきました。

本計画においても、前計画における基本理念及び基本目標は変更せず、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

# 基本理念

## 1)男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男性も女性 も一人の人間として能力を発揮する機会を確保しましょう。

## ②社会における制度または慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も 女性も様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

## ③意思の形成及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成や決定に共同して参画する機会を確保しましょう。

## 4)家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事したり、学習したり、地域活動ができるようにしましょう。

## 5男女の生涯にわたる健康への配慮

男女がお互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたって健康な生活を営むことができるようにしましょう。

## 6国際社会における動向への配慮

国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮しましょう。

## 2 基本目標

計画の基本理念を実現するために、市民・事業者・行政が目指すべき社会の姿を設定し、計画の基本目標とします。

- (1)人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- (2)男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり
  - (※女性活躍推進法の推進計画として位置付け)
- (3)誰もが安心して暮らせる環境づくり
- (4)あらゆる分野への社会参画の推進

## 3 計画の基本的視点

小林市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、新たな社会情勢の変化に的確に対応するため、 次の4点を基本的視点として定めます。

#### (1)男女の人権の尊重と男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの人権を尊重し、価値観やライフスタイルを理解し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが重要です。様々な場面において、現在でも根強く残る役割分担意識を改善し、男女が平等な立場で活躍できるまちづくりを推進します。

(2)あらゆる分野への男女共同参画の実現

男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野において女性が力をつけていくこと(<u>エンパワーメント</u>\*)が今後ますます重要となっています。

あらゆる分野において、女性リーダーの育成や登用をさらに推進し、女性の声がより大きく反映される社会づくりを目指します。

(3)パートナーシップ(対等な協調・協力関係)の確立

男女共同参画社会を実現するためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、様々な立場の市民が対等な立場で、様々な場面に参画することが必要です。

男女共同参画の理念のもとに、方針決定の場や地域活動などのあらゆる分野において、男女が協働して参画できる体制づくりを進めます。

(4)男女平等の視点を生かした男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画によるまちづくりを実現していくためには、年齢や性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、男女平等の視点をもって、様々な場面において男女が共に参画することが必要です。様々な立場の 人が、基本的人権をお互いに尊重し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

**※エンパワーメント**: 力をつけること。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。第4回世界女性会議では、「女性のエンパワーメント」がキーワードとなりました。

## 4 計画の体系

## 基本目標

1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に

## 重点課題

1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

向けた基盤づくり 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 3 男女の人権の尊重 2 男女がともに個性と能力を発揮できる 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 就業環境づくり ※女性活躍推進法の推進計画として位置付け 2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立 3 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向 けた就業環境の整備 1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり 2 様々な生活困難を抱える人に対する支援 1 政策・方針決定過程への女性参画の推進 4 あらゆる分野への社会参画の推進 2 まちづくりにおける男女共同参画の推進 3 防災分野における男女共同参画の推進

## 施策の基本的方向

	1)人権尊重・男女共同参画に関する広報・啓発の推進	P24
	2)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	P25
	3)家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進	P26
	1)男女平等を推進する教育・学習の充実	P30
	2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	P31
	27岁你多些风色可能性,仍然有一百日成五00元人	101
	1)人権に関する意識の啓発	P35
	2)男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり	P35
	3)被害者の保護・支援体制の充実	P37
	4) 生涯を通じた女性の健康支援	P38
	5)メディアにおける男女の人権の尊重	P39
	6) 多様な性への理解促進	P40
	1)雇用の場における男女間格差解消のための環境整備	P45
	2)女性労働者の就業能力の取得・向上と就労の支援	P45
	3) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	P46
	1)男女共同参画の推進	P47
	2)女性の就業条件及び環境の整備	P48
	3)農業・商工関係団体への女性の参画拡大	P48
	1)家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	DEO
	2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	P52 P52
	3)働<男女の健康管理対策の推進	P55
	1)高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり	P58
	2)高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策	P59
	3)高齢者・障がい者の自立支援	P60
	1)相談・支援体制の充実	P62
	2)ひとり親家庭等に対する支援の充実	P62
	3)自立に向けた支援の充実	P62
	1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	P64
	2)女性の人材育成と人材情報の提供	P65
	27女性の人材育成と人材情報の徒氏	F03
$\overline{}$	1)市民と行政の協働によるまちづくり・市民活動の推進	P68
<b>—</b>	2)地域活動における男女共同参画の促進	P68
-	3)観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進	P69
	4)国際理解・協力の推進	P69
	1) 災害対策における女性力の活用	P71

# 第4章 計画の内容

## 第4章 計画の内容

## 基本目標1 人権尊重と男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきています。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった考え方や、ジェンダー※(社会的性別)に基づいた偏見や性別役割分担意識は、現在も社会に根強く残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。

男女共同参画社会の実現を図るには、根強く残る性別役割分担意識や男女の格差を市民一人ひとりが 見直すことが重要です。そのためには、職場、家庭、地域といった様々な場において社会制度や慣行を見直 す機会を増加させるとともに、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進する必要があります。併せて、 市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を図っていく必要があります。

さらに、女性が安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩みなどについても気軽に相談できる体制づくりを推進していくことが重要です。そのため、女性特有の健康問題や身体的な機能について男性の理解を促すとともに、女性の意志や健康が十分に尊重される社会の構築が必要です。

## 重点課題1-1 男女共同参画社会づくりに向けた意識の醸成

## 現状と課題

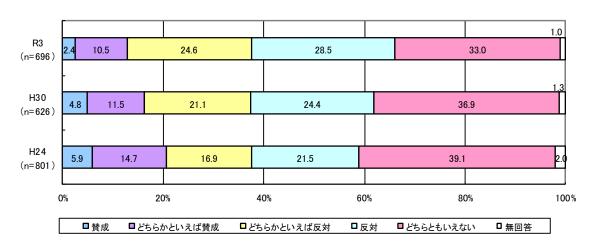
少子・高齢化や個人の価値観の多様化など、現代社会はめまぐるしく変化し続けています。それに従って、 男女が理想とするライフスタイルや価値観も変化しています。

「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか」という問いに対して、53.1%の人が「反対」「どちらかといえば反対」と回答している一方、「賛成」「どちらかといえば賛成」という回答も12.9%と一定の回答が見られています(※図1)。

また、男女の平等については「ウ. 学校教育の場」では半数(50.0%)の人が「平等である」としているものの、「オ. 政治の場」、「キ. 社会通念・慣習・しきたりなど」、「ク. 社会全体」では「平等である」と回答した人が15%未満にとどまり、依然としてあらゆる面で男性を優遇する風潮が、社会の中に根強く残っています(※図2)。

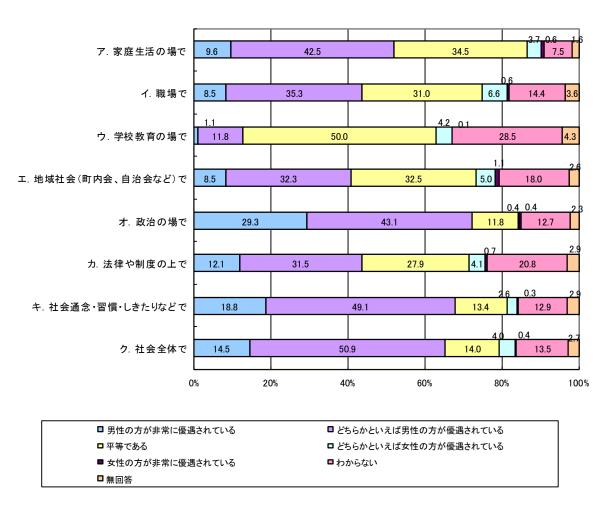
これからの社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が必要であり、あらゆる分野で活躍する人々にとって、その実現が重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

## ●「男は仕事、女は家庭」という考え方について(※図1)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

### ●男女の平等について(※図2)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

## 施策の方向

## 1)人権尊重・男女共同参画に関する広報・啓発の推進

男女共同参画に関する理解を促進するために、広報紙や市のホームページなどのあらゆる媒体を活用して、わかりやすい広報・啓発活動を推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識の醸成を	市民課
男女共同参画を推進	図るため、広報紙や市のホームページ等をよりわかりやす	
する啓発活動の促進	く、 内容を充実することで、男女共同参画の目指す姿や	
	制度の内容に関する理解の促進に取り組みます。	
	2. 若い世代や男性を対象とした広報・啓発活動の充実に努	
	めます。	
	3. 男女共同参画社会づくりに向けた理解を深めるための講	
	座や研修会を実施し、市民の意識啓発を促進します。	
	4. 男女共同参画月間(6月)及び同月内に設定される男女	
	共同参画週間の周知に努め、様々な啓発事業を重点的	
	に行います。	
2	5. 男女共同参画づくりについての理解を深めるための講演	市民課
男女共同参画に関す	会、講座などの情報提供を行い、学習機会の拡大を図り	
る学習機会の提供	ます。	
	6. 各種情報誌や市のホームページなど、あらゆる媒体を通じ	
	て、市や男女共同参画センターが主催する講座・講演会	
	実施の情報を提供します。	
	7. 県等の事業を活用し、市民の男女共同参画への理解を促	
	進する場の創出に努めます。	
3	8. 男女共同参画社会の形成に関する各種調査、研究に取り	市民課
男女共同参画に関す	組み、情報を提供していきます。	全課
る調査研究の実施		
4	9. 市職員が男女共同参画の視点を養うことができるよう、男	市民課
市職員の男女共同参	女共同参画に対する理解を深めるための研修の実施や学	
画に関する理解の促	習機会の提供等に取り組みます。	
進		

## 2)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

固定的な<u>性別役割分担意識</u>※に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進するために、男女共同参画の視点に立った社会制度に関する学習機会や情報の提供を行います。

具体的施策	取組内容	所管課
1	10. 男女共同参画意識の啓発を図るために、家庭や地域、職	市民課
制度や慣行について	場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行	
の見直しを促進する	例の情報を発信します。	
ための学習機会と情	11. 固定的な性別役割分担意識の解消が図られるよう、広く	
報の提供	啓発・広報活動を行います。	
2	12. 家庭・職場においての役割分担意識の見直しを促進する	市民課
職場・家庭・地域にお	ために、講座や広報紙による情報提供に努めます。	
けるジェンダーに敏感		
な視点に立った慣行		
の見直し		

**※性別役割分担意識**:一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性ははじめからその役割が異なり、それぞれにあった生き方が決まっているという考え方のことです。性によって生き方をせばめるものとして、女性問題解決のための課題とされています。近年では、女性の社会参画が進んできましたが、「家庭に迷惑をかけない限り」という意識を生み、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という新たな役割分担を生じさせています。

## 3)家庭・学校・地域における男女共同参画への理解の促進

乳幼児期からの発達段階に応じ、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばすことができるよう、学校・保育所等における指導面からの男女共同参画の推進を図ります。また、家庭や地域社会における生涯学習の取組の中で、男女共同参画意識を高める学習機会を積極的に提供し、市民の参加促進を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	13. 家庭教育における理解を促進するために、各種講座やセ	社会教育課
家庭教育における理	ミナーなどの学習機会や、広報紙や市のホームページな	
解の促進	ど様々な媒体を活用して、男女共同参画についての情報	
	を発信します。	
(2)	14. 男女が互いの人権を尊重する教育を、様々な学習機会を	市民課
グ   学校教育における理	は、 通じ推進します。	学校教育課
	通し推進します。 	子仪叙目床
解の促進		
3	15. 自治会や地域イベントなどの地域活動に、男女が協働して	市民課
地域における理解の	参加することが促進されるよう、情報提供や啓発活動を推	商工観光課
促進	進します。	地方創生課
		社会教育課
4	16. 男女共同参画を推進するために、事業主や各種リーダー	市民課
人材の育成	への研修などを実施するとともに、様々な分野において男	商工観光課
	女共同参画を推進するリーダー役を養成する講座を開催	
	します。	

## <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画 目標
			R3年度	R9 年度	R14 年度
男女共同参画に関する講演会·講座等の 開催回数	市民課	回	1	2	3
男女共同参画に関する市職員研修の参加率	市民課	%	0	25.0	25.0
男女共同参画基本計画に関する市民アンケート調査への回答率	市民課	%	34.8	50.0	55.0

#### 重点課題1-2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 現状と課題

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方、あるいは地域社会にあるしきたりなどは、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。このため、性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進する必要があります。

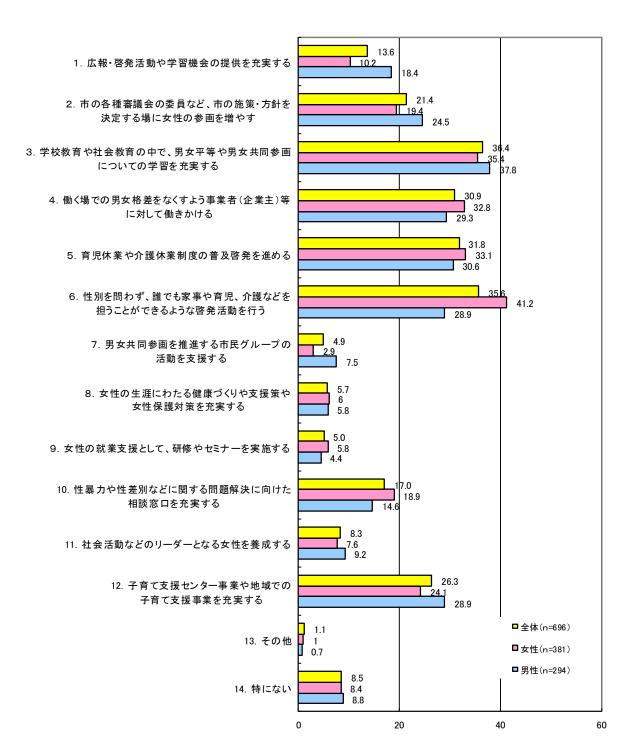
「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、「男女共同参画社会」を形成していくため、市行政が特に力を入れていくことについては、「学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習を充実する」が36.4%で最も高く、次いで「性別を問わず、誰でも家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」が35.6%と高く、学校や生涯学習の場での教育に期待を寄せていることが伺えます(※図3)。

また、学校における男女平等教育で最も必要なことは、「学習や生活の場で、男女平等意識を育てていくこと」が51.3%で最も多く、次に「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮すること」が45.6%で続いている順序には変わりが無いものの、これらの指導する側である教職員などの行動を求める割合は下がっており、性に関する正しい知識を伝えるプログラムの作成やハラスメントの相談先を設定する事などへの要望が上昇しています(※図4)。

また、男女が各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくために、女性のエンパワーメントを図る必要があります。

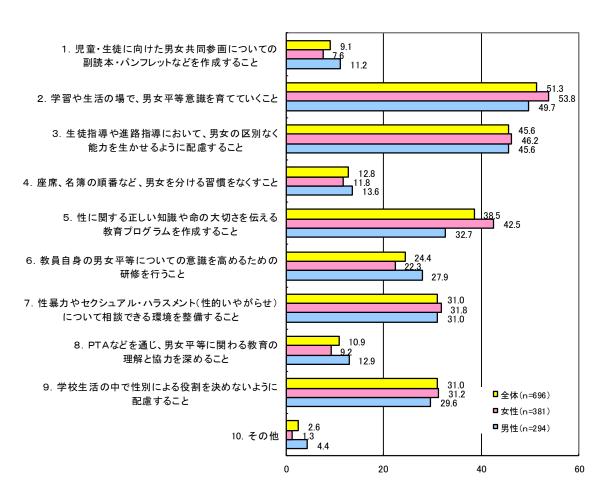
そのためには、生涯にわたる学習機会の充実、社会参画促進のための施策を一層充実することが重要です。

## ●「男女共同参画社会」を形成していくため、行政が特に力を入れていくことについて(※図3)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

## ●学校における男女平等教育で最も必要なことについて(※図4)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

## 施策の方向

#### 1)男女平等を推進する教育・学習の充実

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、発達段階に応じて個人の尊厳や男女平等に関する学校 教育の充実に努めます。また、男女がライフステージ※に応じて男女平等の意識を高めることができるよう、 様々な学習機会の提供に努めます。さらに、教育関係者が男女共同参画についての理解を深めることが できるよう、意識啓発を推進します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	1.	各学校における全ての教育活動を通して、基本的人権に	学校教育課
男女平等の視点に立		関する教育を積極的に推進します。	
った学校教育の推進	2.	男女平等に配慮した学校運営を推進します。	
	3.	男女平等の視点に立った指導方法や運営体制について、	
		情報収集を行います。	
2	4.	固定的な役割分担意識にとらわれない社会性を持つこと	社会教育課
男女共同参画の視点		ができるよう、様々な機会において男女平等に配慮した教	
に立った社会教育の		育を推進します。	
推進			
3	5.	男女共同参画社会づくりに対する理解を深めるために、ラ	社会教育課
男女共同参画に関す		イフステージに応じた各種講座等を開催します。	健康推進課
る学習の機会の提供	6.	現代風井戸端会議を開設し、父親の参加を促進します。	
	7.	家庭教育学級※の更なる充実を図るとともに、市内の幼稚	
		園・保育所に対しても家庭教育力の向上を図る対策を検	
		討します。	
	8.	<u>しあわせ学園</u> ※の更なる充実を図るために、男性会員の	
		加入促進と自主運営化を推進します。	
4	9.	教職員をはじめとする教育・保育関係者が、男女共同参画	学校教育課
教育関係者等の意識		の意識を高めることができるよう、研修会等を開催し、啓発	社会教育課
啓発		に努めます。	

※ライフステージ: 人間の一生を少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のことをいいます。

※家庭教育学級:本来家庭が果たすべき役割を見つめ直す機会になるように、保護者自身が親の役割や子どもの心の理解など家 庭での教育について、講師の話や話し合いを通して考え、深めていく学習の場のことです。これは家庭における教育力の向上を図るこ とを目的に、幼稚園・小学校・中学校で計画的、継続的に実施しています。

※しあわせ学園:市内に在住する40歳以上の方を対象に、生涯にわたり夢と希望をもって、豊かな生活を送ることをめざして、幅広 い分野と専門的な内容を総合的に学習します。

## 2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮するために、各人が主体的に進路を選択することができるよう、発達段階に応じた適切な指導に努めます。また、女性のエンパワーメントを促進するために、学習機会の充実や情報提供に努めます。

具体的施策	取組内容	所管課
1	10. 児童・生徒が将来の進学や就職等について多様な選択が	学校教育課
進路・就職指導の充	できるよう、個性や能力を活かせるような指導の充実と相	
実	談体制の充実を図ります。	
	11. 職場体験学習などの体験的な学習により、主体的に進路	
	を選択する能力の育成を推進します。	
2	12. 女性のエンパワーメントのための研修会を開催し、情報提	市民課
エンパワーメントのため	供や啓発を推進します。	社会教育課
の女性教育·学習指	13. 県及び県男女共同参画センターが開催する講座等につい	
導の充実	て、各施設や関係機関にチラシを配布して周知します。	

## <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間 目標	計画 目標
			R3年度	R9 年度	R14 年度
家庭教育学級生数	社会教育課	人	1,708	1,800	1,800
家庭教育学級講座参加者数	社会教育課	人	1,738	3,000	4,300
しあわせ学園の参加者数	社会教育課	人	35	40	40
中央公民館・勤労青少年ホーム講座の開催講座数	社会教育課	講座	18	24	24
中央公民館・勤労青少年ホーム講座の参加者数	社会教育課	人	349	350	350
市内小·中学校の教職員による人権教育 研修会の回数	学校教育課	回	63	63	63

#### 重点課題1-3 男女の人権の尊重

## 現状と課題

すべての暴力は被害者の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。<u>セクシュアル・ハラスメント</u>※防止や、ストーカー行為など、女性への暴力に関する法律が順次施行され、その根絶に向けた取組が進められていますが、現在でも男性からの暴力によって女性が被害者になる場合が多く、その背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の経済力の格差、上下関係など構造的な問題が指摘されています。このことは男女共同参画社会を目指す上で大きな妨げとなっており、克服するべき重要な課題となっています。本市においても、年間5~6件のDV相談が寄せられており、年々増加の傾向にあります。「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、性別による人権侵害を感じることは「ク・痴漢行為」が84.6%と最も多く、次いで「カ・配偶者や恋人などパートナーからの暴力(酒に酔って殴るなどのDV)」が82.9%となっています(※図5)。配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス※(DV))の経験については、特に「コ・医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける」4.3%、「サ・医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」1.4%と、依然として配偶者や恋人からの身体的暴力の深刻な実態が認められ(※図6)、特に女性の被害状況が強く見られます。DVの被害にあった人の相談先としては、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が58.1%(女性:50.8%、男性:73.3%)と最も高く、次いで「友人、知人」が23.2%(女性:29.6%)、「家族」15.4%(女性:18.5%)となっており、相談体制の周知徹底に努めることが重要です(※図8)。

職場、地域活動、学校に関わる場でのセクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる性的な言動)を受けた経験については、受けた事が無い方を除いて「『女(男)のくせに』『女(男)だから』と差別的な言い方をされた」が18.2%(女性:21.5%)と最も多く、次いで「年齢や体のことについて不愉快な意見や冗談を言われた」が18.1%(女性:23.4%)となっています(※図7)。今後も継続してDVの暴力の実態把握に努め、被害者に対する救済・支援体制の充実に努めると同時に、暴力は性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないということが理解される社会の構築が重要です。

また性差別を助長させないためにも、メディアの表現については、性・暴力表現に十分に配慮することが必要です。女性の人権を尊重した表現に努めるとともに、氾濫する情報を正しく読み解く力を身に付けることができるよう、メディア・リテラシー※についての広報・啓発に努めることも重要です。

また、男女それぞれの身体的な特性についても正しく理解し、尊重し合うことが大切です。特に、女性には、 妊娠や出産のための身体機能が備わっており、更年期障がい、乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に直 面する可能性があり、これらに伴う心のケアも重要です。そのため、女性特有の健康問題や身体的な機能に ついて、男性の理解を促すとともに、女性の意志や健康が十分に尊重される社会の構築が重要です。

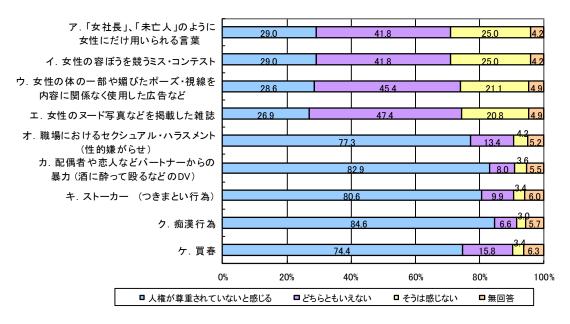
性的少数者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、 性同一性障がいや性的指向を理由とする 誤解や偏見によって、いじめや差別の対象となるなど、様々な問題に直面しています。このような差別や偏見 をなくすための知識や理解を深めるとともに、当事者への支援が求められています。

**※セクシュアル・ハラスメント**:性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。

**※ドメスティック・バイオレンス**: domestic violence=DV。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人からふるわれる身体的、 性的、心理的な暴力をさします。

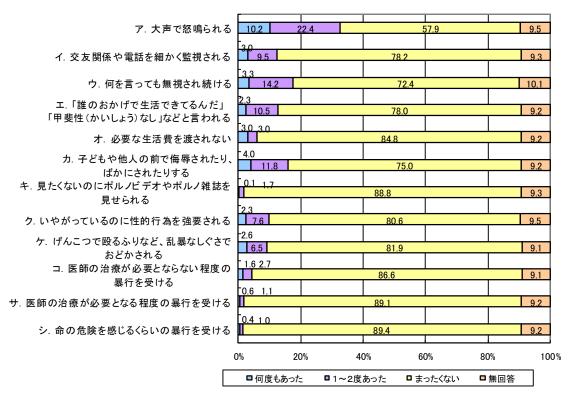
※メディア・リテラシー: media literacy=ML。メディアの仕組みや伝達される内容などを読み取る能力のことです。

#### ●性別による人権侵害を感じること(※図5)



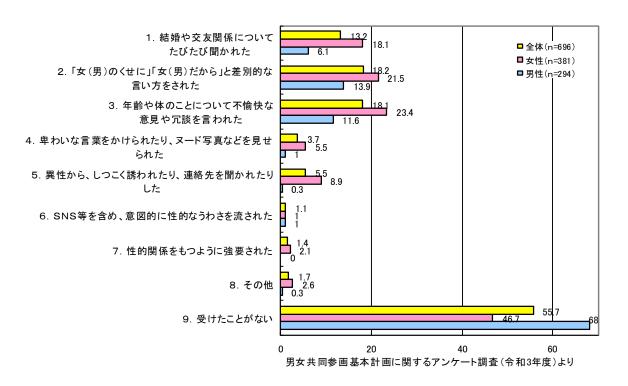
男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

#### ●配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の経験について(※図6)

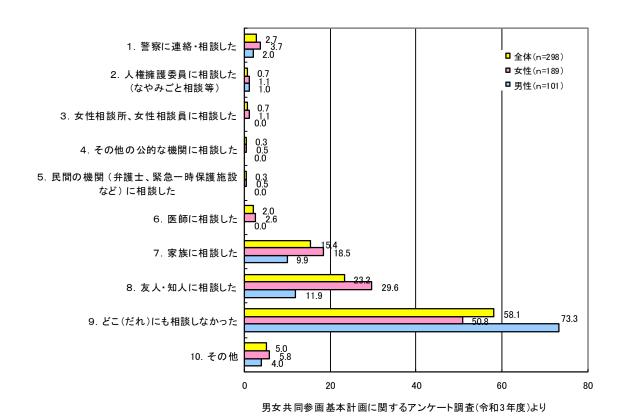


男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# ●職場、地域活動、学校に関わる場でのセクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる性的な言動)を受けた経験について(※図7)



#### ●ドメスティック・バイオレンスの被害にあった人の相談先(※図8)



# 施策の方向

# 1)人権に関する意識の啓発

性別による役割分担意識を是正し、男女が生涯にわたり協力して、男女共同参画社会を形成していくことができるよう、人権に関する学習機会の提供や教育、啓発活動を推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 男女それぞれの人権に関する講座や研修を開催するとと	市民課
人権尊重に対する理	もに、各種媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。	社会教育課
解を深めるための取 組の推進	2. 家庭教育支援の講座への、男性の参加促進を図ります。	

## 2)男女間におけるあらゆる暴力の予防と根絶に向けた環境づくり

男女間におけるあらゆる暴力は決して許されるものではないということが理解される社会づくりを推進します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	3.	男女間における暴力が性差別に基づく人権侵害であること	市民課
男女間における人権		の認識を徹底するために、広く市民への意識啓発を推進し	こども課
侵害を根絶するため		ます。	社会教育課
の基盤づくり	4.	広報紙や市のホームページ等を活用し、関係法令や暴力	商工観光課
		に関する相談窓口の周知を図ります。	
	5.	各種団体等との連携を図り、ポスター掲示、チラシ配布に	
		よる周知などの活動を推進します。	

具体的施策	取組内容	所管課
2	6. 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)の	市民課
パートナーからの暴	期間を活用し、講座や講演会の開催など、あらゆる機会を	こども課
力への対策の推進	通じて、DV該当行為の周知徹底とDV防止に向けた啓発	長寿介護課
	に努めます。	
	7. 相談体制の充実や問題解決のために、関係各課や関係	
	機関の連携・協力体制の強化を進めます。	
	8. 関係機関と連携し、被害者の安全確保体制の充実を図り	
	ます。	
	9. 警察署、地区防犯協会等と連携し、防犯パトロール・防犯	
	キャンペーン、関係機関の会議等を行います。	
3	10. 事業所に対する講座の開催やパンフレット配布など、あら	市民課
セクシュアル・ハラス	ゆる手段を通じてセクシュアル・ハラスメント防止に向けた	総務課
メント防止対策の推	啓発に努めます。	商工観光課
進	11. <u>男女雇用機会均等法</u> ※といった、職場における関係法令	学校教育課
	の周知に努めます。	
	12. 相談しやすい環境を整えるために、相談員の資質向上に	
	努めるとともに、関係機関の連携を図ります。	
	13. セクシュアル・ハラスメント防止のために、相談員を配置し	
	て適切な対応を図るとともに、学校関係者に向けた研修会	
	等の実施を推進します。	
	14. 職員への啓発を図るとともに、相談しやすい環境整備に努	
	めます。	
4	15. 性別に関らず、市民が女性の権利に関して正しい知識を	市民課
法令や条約の周知	持つことができるように、女性の権利に関する法令や条約	
	に関する情報の周知に努めます。	

※男女雇用機会均等法:正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、女子差別撤廃条約を批准するため昭和60年(1985年)に制定されました。平成11年(1999年)4月から、差別禁止規定、職場でのセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた一部改正法が施行されました。さらに、平成18年(2006年)6月の一部改正法の施行により、差別禁止の範囲が拡大され、妊娠出産などを理由とした不利益な取り扱いが禁止されました。

# 3)被害者の保護・支援体制の充実

暴力被害にあった女性の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関の連携強化など、救済・支援体制の充実を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	16. 各種人権問題の窓口を充実します。	市民課
被害者への相談・支	17. 被害にあった場合に速やかに相談ができるよう、相談体制	こども課
援体制の充実	の充実に努めます。	福祉課
	18. 広報紙や市のホームページ、パンフレットにより、DVやDV	長寿介護課
	防止法、相談窓口に関する情報を幅広く提供します。	管財課
	19. 小林警察署や県女性相談所、男女共同参画センター等	市立病院
	の関係機関との連携を図り、相談・支援体制の充実を図り	
	ます。	
2	20. 安全確保のために関係機関と連携し、被害者に対する支	市民課
被害者の安全確保	援の充実を図ります。	こども課
体制の充実	21. 小林市立病院内の地域医療連携室に配置されたメディカ	福祉課
	<u>ルソーシャルワーカー</u> ※と、本庁等の救済機関との連携に	長寿介護課
	ついて、強化を図ります。	管財課
		市立病院
3	22. 被害者の生活を保護するために、関係機関と連携して被	市民課
生活基盤を整えるた	害者支援にあたります。	こども課
めの支援	23. 市営住宅の入居抽選において、優先入居制度を用いて、	福祉課
	被害者への支援を図ります。	管財課
	24. 国・県・関係機関との連携により、就労を支援します。	

## 4)生涯を通じた女性の健康支援

男女それぞれの性の特性に対する正しい理解を促進し、お互いの性を尊重する意識を醸成します。また身体、精神の両面から女性の生涯を通じた健康支援を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	25. 母子健康手帳交付時の健康相談や乳幼児健康診査等で	こども課
リプロダクティブ・ヘル	情報提供を行い、 <u>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</u> ※の概念	学校教育課
ス/ライツに関する意	の意識付けや周知を推進します。	社会教育課
識の浸透	26. 性に関する正しい知識を浸透させるために、各種セミナー	
	を開催し啓発と情報提供に努めます。	
	27. 各学校において、全ての教育活動を通して、発達段階に	
	応じた性に関する指導を行います。	
	28. 医療機関等との連携体制の整備を図りながら、心身ともに	
	健康で健やかな児童・生徒の育成を目指して、性に関する	
	教育を推進します。	
	29. 家庭教育学級において、今後も継続して、学習内容を工	
	夫しながら女性の健康に関する学習を行います。	
2	30. 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供に	健康推進課
生涯を通じた健康の	努めます。	こども課
管理·保持増進対策	31. ライフステージに応じた健康管理ができるよう、指導に努め	
の推進	ます。	
	32. 女性特有の健康問題に対応するために、相談体制の充実	
	や専門相談員の養成を推進します。	
	33. 女性特有の乳がん・子宮がん検診のクーポン券の対象年	
	齢の拡大を図り、検診を受けやすい環境づくりを継続して	
	行います。	
	34. 成人期、高齢期の健康づくりを支援します。	
3	35. 喫煙や飲酒が及ぼす悪影響についての情報提供を推進し	市民課
女性の健康を脅かす	ます。	健康推進課
問題への対策の推進	36. 受動喫煙防止のために、禁煙・分煙対策についての啓発	学校教育課
	活動を推進します。	
	37. 性感染症や薬物乱用の防止について、学校や地域、職場	
	といった様々な場においての啓発活動を推進します。	

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ: reproductive health/rights。性と生殖に関する健康と権利のことで、女性が妊娠・出産などを主体的に選択する権利をさします。また、その権利を尊重することが人口抑制につながるという考え方のことです。これは平成6年(1994年)の国際人口開発会議で提唱されました。

# 5)メディアにおける男女の人権の尊重

高度情報化社会が進み、メディアによってもたらされる情報が、人々の意識や行動に及ぼす影響がますます大きくなっている現状を考慮した上で、膨大な情報を各人が主体的に正しく認識できる能力の向上を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	38. 市の刊行物や庁内各課において作成配布される印刷物	市民課
女性の人権を尊重し	などにおいて、性差別助長につながらない表現に努め、研	社会教育課
た表現への取組の促	修等による職員の意識啓発を進めます。	
進	39. 性の商品化や暴力表現といった女性の人権を侵害するよ	
	うな風潮をなくすために、啓発と有害環境の浄化に努めま	
	す。	
	40. 青少年育成市民会議と連携し、女性の人権を尊重する取	
	組を推進します。	
	41. 県のこども家庭課、小林警察署と連携し、有害図書・有害	
	ビデオ等の規制を推進します。	
2	42. 講座等を開催し、情報モラルに関する学習機会の拡充を	市民課
メディア・リテラシー向	図ります。	
上のための広報・啓	43. 広報紙の活用によるメディア・リテラシー向上のための情報	
発活動の促進	提供を推進します。	

## 6)多様な性への理解促進

性的少数者や性に対する多様な在り方について認識し、正しい理解を深めていくことが必要です。このため、研修会等啓発活動の取組を推進します。

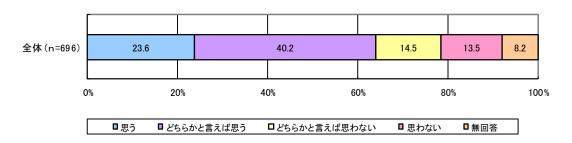
具体的施策	取組内容	所管課
1		市民課
性的少数者(LGBT	44. 性的少数者(LGBTQ等)に対する理解を深め、多様性を	
<u>Q等)</u> ※に対する市民	尊重することを目的に、講演会等を通して、市民及び市職	
及び市職員の理解	員の理解促進を図る。	
促進		
2	45. 性的少数者(LGBTQ等)への理解促進のため、広報等を	市民課
性的少数者(LGBT	通じて広く啓発・教育を行う。	学校教育課
Q等)への理解促進		
のための啓発・教育		
3	46. 市例規及び要綱の様式の見直しを行い、不必要な性別記	市民課
市の手続き等におけ	入欄については、設定しないなど配慮する。	全課
る配慮		

**※性的少数者(LGBTQ等)**: 性別違和(「体の性」と「こころの性」が一致しない状態)の人や恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人などのことをいいます。性的少数者の方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤立感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいます。最近では、以下の表の頭文字をとって、「LGBTQ」とも呼ばれています。

#### [LGBTQの説明]

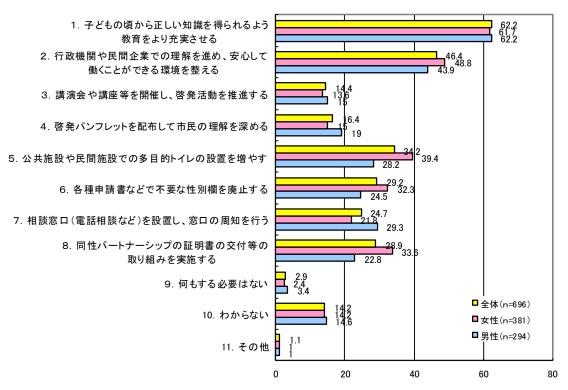
207.2	
頭文字	意味
L(レズビアン)	女性の同性愛者
G(ゲイ)	男性の同性愛者
B(バイセクシュアル)	両性愛者
T(トランスジェンダー)	生まれたときの法的・社会的性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人
Q(クエスチョニング)	自分の性自認を決めていない、決めない考えをもつ人

# ●性的少数者 (LGBTQ等) の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか (※図9)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# ●性的少数者 (LGBTQ等) に関する偏見がなくなり、性的少数者 (LGBTQ等) の方が生活しやすくなるために行政がするべきことは (※図10)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度) より

# <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
セクシュアル・ハラスメント防止等の研修会 の開催回数	学校教育課	回	3	2	2
スクールアシスタントの配置学校数	学校教育課	校	1	1	1
子宮がん検診受診率	健康推進課	%	9.4	20	25
乳がん検診受診率	健康推進課	%	11.1	20	25
健康相談参加者数	健康推進課	人	110	1,100	1,500
健康教室参加者数	健康推進課	人	529	600	600
食生活改善推進員数	健康推進課	人	38	40	40

# 基本目標2

# 男女がともに個性と能力を発揮できる就業環境づくり

#### (※女性活躍推進法の推進計画として位置付け)

男女がともに、個人の価値観やライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平に対応されるためには、労働時間や雇用形態といった働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や労働者の意識改革を促進することが重要です。

出産・子育て・介護によって一旦離職した女性に対して、各種資格取得や能力開発などによる職業能力の向上に対する支援や、再就職に関する情報提供など、就労機会の拡大や各種チャレンジについての体制づくりが必要です。

国においては、平成27年9月、自らの意志によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては男女が共に多様な生き方、働き方を実現でき、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする「女性活躍推進法」が公布・一部施行され、平成28年4月1日から全面施行されています。これにより、民間事業者や国・地方公共団体では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられ、令和4年4月からは策定義務の対象事業所が拡充されました。

男性においては、<u>育児・介護休業法</u>※が制度化されたものの、実際の取得は依然として困難な状況もあり、制度利用の一般化に向けて、労使双方に法制度の周知と遵守の啓発を行っていく必要があります。

女性が男性とともに仕事をするためには、家事・育児・介護といった家庭生活の責任を男女がともに担わなければいけません。しかしながら、家庭生活の責任の多くを女性が担っているという実状がまだあります。

男女一人ひとりの生き方や考え方が多様化するなかで、男性については従来の「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識や働き方を見直し、男女が相互に協力し合う関係を築くことが重要です。

また、仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも、仕事以外の家庭や地域活動、趣味といった生活でやりたいことを実現させる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」といった考え方は、健康を維持し、男女が安心して社会や家庭で生活する上で重要です。

その実現に向けて広報・啓発活動や学習機会の提供を行うと同時に、公的な子育て支援・介護サービスなどの利用促進も含め、市民の意識改革や支援体制づくりを総合的に推進していく必要があります。

※【SDGs17の目標 8: 働きがいも経済成長も】



包括的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

※育児・介護休業法:「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をいいます。家族的責任を担う男女労働者に対する仕事と家庭の両立支援策を充実するため、平成3年(1991年)に「育児休業に関する法律」が成立、その後平成7年(1995年)に一部改正され、介護休業制度が導入されました。全面的な休業制度の他、勤務時間短縮等の措置を事業主に義務付ける規定が設けられています。平成14年(2002年)4月からは、改正育児・介護休業法が施行されています。平成17年(2005年)4月の一部改正により、育児・介護休業の対象労働者が拡大され、育児休業期間の延長、介護休業の複数回取得、子の看護休暇の取得ができるようになりました。

#### 重点課題2-1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

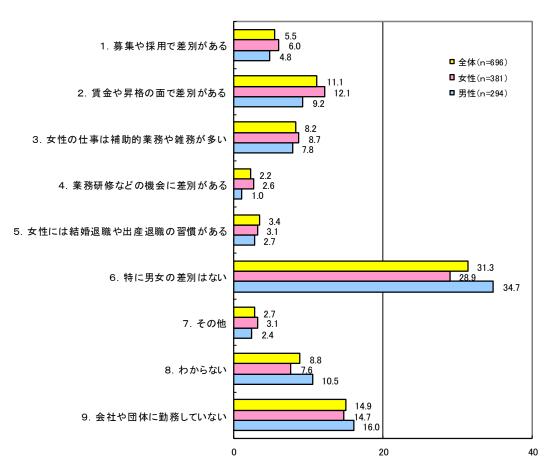
# 現状と課題

職場における男女平等を実現するための法令・制度の整備は進んできていますが、依然として賃金や昇進、就職などの面で男女間には格差が存在しています。そのこと自体が、女性の就業意識を低下させ、能力発揮を阻害している一因とも言えます。

「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、職場における男女の差別について、「特に男女の差別はない」が31.3%と最も高くなっているが、「女性の仕事は補助的業務や雑務が多い」が8.2%、「賃金や昇格の面で差別がある」が11.1%、「募集や採用で差別がある」が5.5%となっており、男女間の格差を感じる回答も多くみられます(※図11)。

職場における男女平等を実現するために、法令・制度の周知を推進し、職場での不合理な性別役割分担の解消やセクシュアル・ハラスメントの根絶を図るとともに、長時間労働の抑制や男性の育児休業制度の取得率の向上などの環境整備を行いながら、女性の働く意欲を高めていくことが重要です。

#### ●職場における男女の差別について(※図11)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# 施策の方向

## 1)雇用の場における男女間格差解消のための環境整備

職場における男女平等の実現のために、男女雇用機会均等法の周知とセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

具体的施策	取組内容		所管課
1	様々な媒体を活用して、雇用者及	び被雇用者双方に対し	商工観光課
男女雇用機会均等	て、男女雇用機会均等法といった	:各種法律についての周	
法の履行確保	知・啓発を推進します。		
2	事業者向けのセミナーや講座の情	情報提供を行い、事業者	商工観光課
セクシュアル・ハラス	へのセクハラ防止に関する啓発活	動を推進します。	
メントに関する雇用管			
理上の配慮の徹底			
3	女性の意思決定の場への参画機	会が拡大されるよう、 <u>ポ</u>	商工観光課
事業所における女性	<u>ジティブ・アクション</u> ※についての優	良事例や導入方法に関	
の能力発揮のための	する情報提供を行い、取組の促進	に努めます。	
積極的改善措置の			
促進			

## 2)女性労働者の就業能力の取得・向上と就労の支援

女性の職業能力の向上を図るとともに、育児や介護等で仕事を退職した女性の再就職を支援します。また、様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援するために、女性のチャレンジに対する支援を行います。

具体的施策		取組内容	所管課
1	4.	職業能力の習得・向上、職域拡大のための講座を実施す	商工観光課
在職中の女性に対す		るとともに、情報提供に努めます。	
る能力習得・向上等			
の支援			
2	5.	講座の紹介、関係機関への仲介、各種支援制度に関する	商工観光課
育児、介護等により		情報など、様々な媒体を活用して総合的に情報の提供を	
退職した女性に対す		行います。	
る支援	6.	職業訓練等を通じて、就業を希望する女性が職業能力を	
		開発するための支援を推進します。	

※ポジティブ・アクション: positive action。 積極的差別是正策のことで、社会的差別、特に男女差別を是正するための方策のことをいいます。

具体的施策		取組内容	所管課
3	7.	県及び県男女共同参画センターが主催する女性のチャレ	市民課
女性のチャレンジ支		ンジに関する講座、セミナーについて、チラシ等により広報	商工観光課
援		を行います。	
	8.	女性の各種チャレンジ支援のために、様々な情報提供や	
		啓発を関係機関や団体と連携して積極的かつ効果的に実	
		施します。	

## 3)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

雇用・就業形態やライフスタイルが多様化する中で、労働時間や雇用形態など自分に合った働き方を 選択できるよう、キャリアアップや再就職、起業といった女性のチャレンジに対する支援を行います。

具体的施策	取組内容	所管課
1	9. フレックスタイムや <u>ワークシェアリング</u> *、 <u>テレワーク</u> *、労働	商工観光課
多様な就業形態に応	時間の短縮など、多様な働き方の実現に向け、広報紙や	
じた支援の充実	市のホームページなどにより関係法令などの情報提供を	
	行い、意識啓発や周知を行います。	
	10. 各種団体との連携を強化し、ポスター掲示やチラシ配布に	
	よる周知に努めます。	

**※ワークシェアリング**: work sharing。雇用の確保を図るために、労働時間の短縮や均等化、残業の削減などによって、総量の決まった仕事をより多くの人で分け合うことです。主に雇用の維持・創出を目的として行われます。

**※テレワーク**:情報通信機器を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる就労形態。パソコンなどの端末装置を設置し、勤務先のホストコンピューターと接続して情報の送受を行うなどの方式を利用する事が多い。

#### 重点課題2-2 農業・商工業など自営業における男女共同参画の確立

# 現状と課題

農家の高齢化が進む中、後継者の不足が課題となっており、農業の担い手として女性の活力が重要な役割を果たしていますが、女性農業者は家事の負担が大きいことに加え、固定的性別役割分担意識や慣習が農業分野における男女共同参画の推進の障がいになっています。このような現実を改善するためには、<u>家族</u>経営協定※の締結を推進し、自覚と責任感を持った農業経営を行う必要があります。

自営業については、家族従業者には決定権がなく資産も持たない場合が多く、家族経営や小規模事業所における男女共同参画が進むよう啓発を行っていくことも大きな課題です。

# 施策の方向

#### 1)男女共同参画の推進

農業や自営業の女性が地域や家庭で、男女が対等な立場で生活することができるよう、啓発活動や研修などを推進します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	1.	家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の	商工観光課
農業・商工業に残る		把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を推進します。	農業振興課
慣習の見直し	2.	講演会等への参加を促進し、地域慣習やしきたりの見直し	農業委員会
		を進めるための啓発活動の充実に努めます。	
	3.	各種講座、セミナー等の情報提供を継続的に行い、男女	
		共同参画に関する学習機会の拡大を図ります。	
2	4.	共同経営者としてお互いを対等なパートナーとして認め合	商工観光課
固定的な役割分担		い、経営と生活の両面で相互協力し合える関係づくりを推	農業委員会
意識の是正		進するため、広報紙や市のホームページなどで情報提供	
		や啓発活動に努めます。	
3	5.	女性経営者が十分に能力を発揮できるよう、関連団体が	農業振興課
女性就業者の自立を		行う女性の経営能力向上に関するセミナーや交流会の開	畜産課
支援する環境整備		催について、積極的に情報提供を行います。	健康推進課
	6.	ヘルパー組合への助成を行い、女性農業者への環境整	商工観光課
		備を整え、女性への様々な活動への参加を支援します。	
	7.	JA女性部と連携し、女性農業者の健康管理を支援しま	
		す。	
	8.	農業部門や商工会議所女性部と連携し、商工業に携わる	
		女性が、農商工連携や <u>6次産業化</u> ※等へ進出できるよう、	
		セミナー等開催について積極的に情報提供を行います。	

**※家族経営協定**: 農家等の家族内において、経営方針の決定、役割分担(農業生産、家庭生活)、就業環境(休日、労働報酬など)、経営移譲などを文書により取り決めたもののことです。

※6次産業化:農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。

## 2)女性の就業条件及び環境の整備

農業や自営業といった家族経営や小規模事業所において、就業条件の明確化を図るために家族経営協定の締結を促進します。また、技術や経営管理能力の向上を図り、女性が経営に主体的に参加できる環境を整備します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	9. 女性農業者が活躍できる環境づくりとして、家族間の役割	農業振興課
家族経営協定締結·	分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発	農業委員会
認定農業者※制度の	と普及を推進します。	
推進	10. 女性認定農業者数の増加を図るため、認定農業者制度	
	の周知を推進します。	
2	11. 女性の技術、経営管理能力の向上を目指し、継続的に意	商工観光課
技術·経営管理能力	見交換会、交流会、研修会等への参加を促します。	農業振興課
の向上	12. 畜産振興会連合会から女性部へ活動費を助成し、研修	畜産課
	等の支援を行い、技術・経営能力の向上に努めます。	

#### 3)農業・商工関係団体への女性の参画拡大

女性労働の能力を評価し、女性の意思を反映させるため、農業・商工関係団体の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への参画の拡大を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	13. 農業施策・方針決定過程への女性参画を拡大し、女性農	商工観光課
女性の能力が発揮で	業者の地位の向上や共同経営参画の推進を行うととも	農業振興課
きる環境づくりと条件	に、女性委員としての活動強化を図ります。	農業委員会
整備		
2	14. 女性農業者グループの育成につながるよう、情報提供や	商工観光課
活力ある農業・商工	様々な世代との交流の支援を図ります。	農業振興課
業の実現に向けた男		農業委員会
女共同参画の推進		

※認定農業者: 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者のこと。担い手農業者とも呼ばれる。

# <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
家族経営協定締結	農業委員会	件	10	10	10
女性委員の会議·研修参加回数(女性委員 への要請分)	農業委員会	回	0	7	7
女性認定農業者数(累計)	農業振興課	人	70	70	70
和牛ヘルパー組合の利用件数	畜産課	件	930	600	380
畜産振興会加入率	畜産課	%	95	100	100

# 重点課題2-3 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

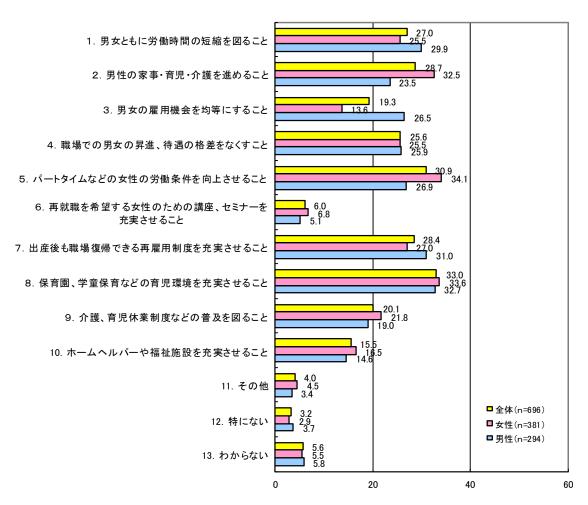
#### 現状と課題

女性に対する家事、育児の負担の増大は、女性の社会参画を阻害する一因になっているだけでなく、近年の非婚化、晩婚化、少子化の一因にもなっており、家庭における男女共同参画の促進は、少子化対策の上でも大変重要です。

「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、男女が家庭と仕事をともに担う 社会環境をつくるために重要なことについて、「保育園、学童保育などの育児環境を充実させること」と回答し た人の割合が33.0%で最も高く、次いで「パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること」(30.9%)、 「男性の家事・育児・介護を進めること」(28.7%)との回答が高くなっています(※図12)。

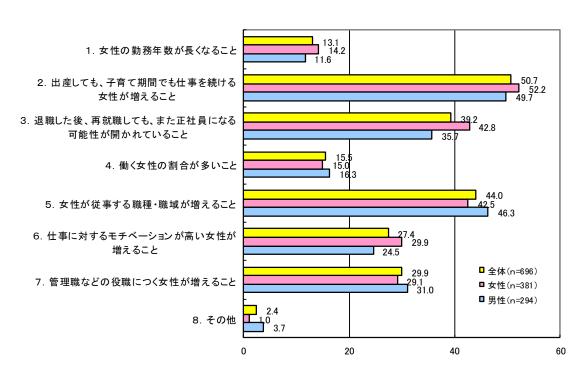
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、家族の中の役割分担を見直し、男女がお互いを尊重し、家族の一員として協力し合うことが重要です。特に労働時間の短縮や男性の育児休暇の取得を促進し、男性の家庭への参画を一層進めるとともに、子育ての負担を軽減するための幅広い子育て支援や介護負担を軽減するための各種サービスの充実に、今後も継続して取り組むことが重要です。

#### ●男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるために重要なことについて(※図12)



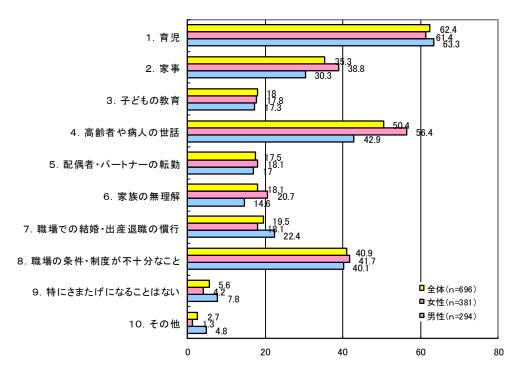
男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# ●働く場で「女性の活躍が推進されている」とは主にどのような状態だと思うか。(※図13)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# ●女性が長く働き続けることを困難にしたり、さまたげになっていることは、どのようなことだと思うか。(※図14)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# 施策の方向

# 1)家庭や企業における仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

男女が協力して仕事と家庭を両立させるために、家庭や企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。また、企業等に対して啓発を行い、労働者をとりまく労働環境の整備を推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. <u>ワーク·ライフ·バランス(仕事と生活の調和)</u> ※の普及に向	市民課
ワーク・ライフ・バラン	けて、各種媒体を活用して意識啓発を推進します。	こども課
ス実現のための広報	2. 仕事や家庭を考える月間(10月)では、様々な啓発事業	商工観光課
啓発活動の促進	を重点的に行います。	
	3. 毎月19日の市民全体で子育て支援に取り組む「育児の	
	日」について、地域や職場等に広く啓発していきます。	
2	4. 母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康	こども課
仕事と育児・介護の	相談を通じて、育児・介護休業制度や職場復帰後の両立	商工観光課
両立に関する法律・	制度に関する情報提供を行います。	
制度の周知の推進	5. 母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康	
	相談を通じて育児・介護に関する情報の提供を行います。	
	6. 子育て支援に関する事項をまとめたガイドブックを配布し、	
	啓発や情報提供を行います。	
3	7. <u>特定事業主行動計画</u> *(P54)に基づき、働きやすい職場づく	総務課
特定事業主行動計	りに向けた取組を推進する。	
画に基づく取組の推		
進		
4	8. 企業経営者に対する働き方改革等に関する普及・啓発を	商工観光課
女性活躍推進法に	行うとともに、労働者が100人以下の企業を対象に、女性	市民課
基づく一般事業主行	活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定の支援に	
動計画策定の促進	努めます。	
のための企業への啓		
発·支援		

#### 2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

家事・育児・介護といった家庭での仕事において、女性の負担を軽減し、男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう各種サービスの充実や情報提供に努めます。また、子育てや介護に関する悩み事や困り事を解消するために、相談・支援体制の充実に努めます。

具体的施策	取組内容	所管課
1	9. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及に向け	市民課
ワーク・ライフ・バラン	た、企業・団体への意識啓発に努めます。	商工観光課
スに配慮した職場環	10. 市のホームページや地区民生委員などを通じて、相談体	
境づくりの推進	制の情報を提供します。	

具体的施策	取組内容	所管課
2	11. 男性の育児休暇取得の促進や、家庭と仕事の両立を支	市民課
男性の育児・介護へ	援するため、男性の家庭への参画について、企業に対する	こども課
の参画の推進	啓発を推進します。	商工観光課
	12. 労働時間や雇用形態といった働き方の見直しや職場環境	長寿介護課
	の改善を促進し、仕事と家庭の両立がし易い環境づくりに	
	努めます。	
	13. 家庭における男性の家事・育児・介護への参画を促進す	
	るため、各種講座を開催します。	
3	14. 妊婦健康診査について、公費負担を実施し、受診を促進	こども課
育児・介護に関する	することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の	長寿介護課
経済的支援やサー	軽減を図ります。	
ビスの充実	15. ファミリー・サポート・センター※(P54)事業を積極的に推進す	
	るとともに、保育所や放課後児童クラブ等の施設の充実を	
	図ります。	
	16. 一時預かり事業、障がい児保育等、市民のニーズに応じた	
	保育サービスの充実を図ります。	
4	17. 育児休暇制度の利用、短時間勤務制度の普及啓発など	こども課
仕事と育児、介護の	により、子育てしやすい環境づくりを推進します。	商工観光課
両立のための制度の	18. 子育て支援子ども医療費助成、児童手当及び児童扶養	長寿介護課
定着促進	手当制度の周知を図ります。	
	19. 母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康	
	相談を通じて、育児・介護休業制度や職場復帰後の両立	
	制度、その他家事に関する制度の情報の提供を行いま	
	す。	
	20. 妊婦健康診査について公費負担を実施し、受診を促進す	
	ることにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の	
	軽減を図ります。	
	21. 介護サービスや施設等の情報など、介護保険制度の利用	
	に関する情報を適宜提供します。	

**※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の関和):**ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

具体的施策	取組内容	所管課
5	22. 介護に関する情報提供や、介護技術の取得を支援するこ	こども課
育児・介護支援のた	とに努め、介護しやすい環境づくりを推進します。	長寿介護課
めの情報提供と相談	23. 地域包括支援センターを核とする総合相談窓口を設け、	
の充実	関係団体等の協力のもと個別の相談体制を強化充実しま	
	す。	
	24. 子育ての不安に対する相談や地域における子育て支援に	
	対応するため、既存の地域子育て支援センターの充実を	
	図ります。	
	25. 子育て支援に関する事項をまとめたガイドブックを配布し、	
	情報提供を図ります。	
	26. 保健・福祉・教育その他関係機関と連携し、情報を共有し	
	ながら、虐待・閉じこもり等の防止などに取り組み、子育て	
	に関する相談・情報提供体制を充実します。	
	27. 母子健康手帳交付時健康相談や乳幼児健診、各種健康	
	相談を通じて、育児・介護に関する情報の提供を行いま	
	<del>す</del> 。	
	28. 子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健専門員	
	を配置します。妊娠期から子育て期にわたるまで総合的な	
	相談に応じ、不安解消や情報提供を行います。	
6	29. 学校、関係機関の協力体制の強化を図るとともに、定期的	こども課
虐待防止のための啓	な情報の共有を推進します。	学校教育課
発活動と体制の強化	30. 広報紙やパンフレット等により、児童虐待防止のための周	
	知を図ります。	
	31. 母子保健推進員に乳幼児健診への従事、赤ちゃん訪問	
	や健診未受診者訪問を依頼し、虐待の予防・早期発見に	
	努めます。	
	32. 子ども家庭総合支援拠点を中心に、児童相談所等の関	
	係機関との連携を図り、啓発活動から相談、支援までの体	
	制を強化します。	

※特定事業主行動計画: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)より、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、301人以上の民間企業等)に義務付けられました。その中で、国や地方公共団体の機関については特定事業主として、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などの数値を用いて達成しようとする目標と取組みの内容、実施時期を示し、計画を実行することとされています。

**※ファミリー・サポート・センター**: サービスを提供したいものと受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを 有償で行う相互援助組織。

# 3)働く男女の健康管理対策の推進

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重して生活することができるよう、男女それぞれに応じた健康管理対策の充実に努めます。

具体的施策	取組内容	所管課
1	33. 保健・福祉・教育その他関係機関と連携し情報を共有しな	こども課
女性の健康保持の	がら、虐待・閉じこもり等の防止などに取り組み、子育てに	
支援・相談体制の充	関する相談・情報提供体制の充実を推進します。	
実		
2	34. 女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する	健康推進課
性別に応じた検診や	正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に	
医療の充実	取り組むほか、相談支援体制の充実など、総合的ながん	
	対策の推進を図ります。	

# 成果指標

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画 目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
子育て支援相談参加者数	こども課	人	185	180	180
栄養相談·健康教育参加者数	こども課	人	1,363	2,000	2,000
母子保健推進員による家庭訪問	こども課	人	132	130	130
ファミリー・サポート・センター登録会員数	こども課	人	764	780	850
一時預かり事業実施施設数(全保育所で の対応)	こども課	箇所	26	26	26
放課後児童クラブ定員	こども課	人	440	530	530
放課後児童クラブ利用人数(延べ)	こども課	人	4,889	5,700	5,700

# 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

高齢化社会が豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女の自立した社会参画が促進されることが必要です。そのためには、介護が必要な高齢者への適切な介護サービスの提供に努めるとともに、高齢者が要介護状態になることを防止する予防的措置が必要です。

障がいのある人については、社会参加や雇用機会の確保において、いまだに厳しい状況にあり、地域において障がいのない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。

特に、高齢者や障がいのある単身の男女が、健康面や経済面などの問題によって、住み慣れた地域での生活が困難な状況におかれている場合には、適切な支援が必要です。

※【SDGs17の目標 3:すべての人に健康と福祉を】



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

#### 重点課題3-1 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

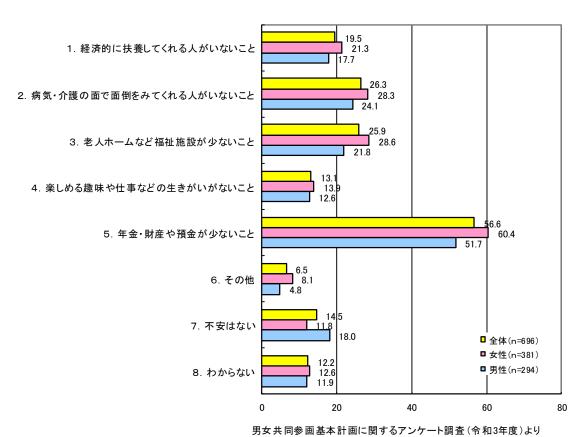
# 現状と課題

「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、老後の生活においての不安について、「年金・財産や預金が少ないこと」(56.6%)が最も高く割合で回答されています。次いで「病気・介護の面で面倒をみてくれる人がいないこと」や「老人ホームなど福祉施設が少ないこと」となっており、日常生活についての不安を感じる人の割合も高くなっています(※図15)。

性別や年齢、障がいの有無に関らず、市民が相互に人権を尊重し合いながら安心して生活できる社会を 実現するために、様々なサービスや制度の充実が重要です。

また、全ての市民が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点を持った地域づくりを推進するとともに、暮らしやすい環境整備を推進することが必要です。

# ●老後の生活においての不安について(※図15)



# 施策の方向

# 1)高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境づくり

性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあえる社会の実現に向けて、 必要な支援やサービスを充実するとともに、心の障壁をなくすための啓発活動を推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 各種介護サービスの向上や、介護に関する情報提供、相	長寿介護課
介護保険サービスの	談体制の充実に努めます。	
充実	2. 第8期介護保険事業計画に基づき、身近な住み慣れた地	
	域での生活を支援するため、必要な介護サービスの提供	
	に努めます。	
2	3. 必要に応じて各種サービスが適切に提供されるよう、的確	長寿介護課
介護サービス及び障	な情報提供を行いサービスの質的向上を促進するととも	福祉課
がい福祉サービスの	に、事業所に対する指導監督を適切に実施します。	
基盤整備		
3	4. 高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、日頃の生活習慣	健康推進課
介護予防·生活支援	として主体的に健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよ	長寿介護課
の充実	う、生活機能維持・向上を目指した介護予防事業を推進	
	します。	
	5. 各種健診、健康相談、健康教育等を通じて、生活習慣病	
	予防・介護予防に関する意識付けを行います。	
	6. 介護者の精神的負担の軽減が図られるよう、家族介護者	
	の集い等を開催します。	
4	7. 地域密着型サービスに重点を置き、制度改革により創設さ	長寿介護課
利用者保護と信頼で	れる多様なサービスについて、利用者の意向を把握しなが	福祉課
きる介護サービス及	ら事業者の参入を促進します。	
び障がい福祉サービ		
スの育成		
5	8. 介護分野の雇用改善への支援を行い、良好な雇用創出と	長寿介護課
介護や生活支援に係	労働力確保を促進します。	
る人材の確保		
6	9. 要援護高齢者が在宅での生活を維持できるよう、高齢者	長寿介護課
高齢者福祉サービス	一人ひとりの状況に応じた福祉サービスを提供します。	
の充実		

# 2)高齢者・障がい者の積極的な社会参画の促進と生きがい対策

性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女共同による体制づくりを推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	10. シルバー人材センターを活用します。	長寿介護課
雇用の促進	11. 障害者就労・生活支援センターやハローワークとの連携を	福祉課
	図ります。	
2	12. 高齢者の生きがいのある生活実現のため、生きがい学級	社会教育課
高齢者への学習機会	において、各種講座や地域との交流会といった多様な学	
の提供	習機会を提供します。	
	13. 生きがい学級への参加を促進します。	
	14. 生涯学習を充実します(情報提供体制の整備)。	
3	15. 学校支援地域本部事業の中で、地域の学校支援ボランテ	社会教育課
高齢者の社会活動	ィアの積極的な活用に取り組みます。	学校教育課
の促進	16. 生きがい学級において、世代間交流事業を促進します。	長寿介護課
	17. 地域の高齢者と児童・生徒の交流を推進するために、地	
	域と連携して生きがいづくりにつなげる取組を支援します。	
	18. 単位友愛クラブの活動の充実を支援します。	

# 3)高齢者・障がい者の自立支援

高齢者・障がい者が地域で自立した生活を安心して送れるよう、建造物や道路等の生活環境面のバリアフリー化を推進するとともに、必要な支援やサービスを提供します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	19. 高齢者・身体障がい者・通学生等の誰もが安心して活動	長寿介護課
高齢者・障がい者が	し、社会参加できるよう、バリアフリー化を図ります。	福祉課
暮らしやすいまちづく	20. 高齢者・障がい者が暮らしやすい環境の整備や安心して生	建設課
IJ	活できる事業や制度を周知徹底します。	須木·野尻
		地域振興課
2	21. 高齢者が意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続	長寿介護課
安心して生活できる	け、様々な形で充実した生活を実現できるよう高齢者の社	
まちづくり	会参画機会の提供や環境の整備を図ります。	
3	22. 地域包括支援センターや在宅介護支援センター、民生委	長寿介護課
安心なまちづくり体制	員等による高齢者宅への訪問を行い情報提供や生活実	福祉課
の充実	態の把握に努めます。	
	23. ひとり暮らし高齢者等や、災害時要援護者が在宅での生	
	活を維持できるよう、高齢者一人ひとりの状態に対応した	
	福祉サービスを提供します。	
	24. 認知症に対する家族や地域住民の理解及び協力体制の	
	構築を推進するよう広報・啓発を行います。	
	25. 高齢者虐待防止のための啓発や被害者に対する支援及	
	び認知症高齢者の支援施策の推進を図ります。	
	26. 障がい者虐待防止体制の構築及び障がい者の支援施策	
	の推進を図ります。	

# <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
高齢者が安心して暮らせるための生きが い学級講座の開催数	社会教育課	回	21	24	24
高齢者の生きがい対策としての生きがい 学級講座の開催数	社会教育課	回	37	40	40
高齢者と地域の児童・生徒との交流会の 実施	社会教育課	回	0	6	6
側溝改良・蓋設置箇所(延べ箇所数)	建設課	箇所	26	30	30
路面等段差解消箇所(延べ箇所数)	建設課	箇所	38	40	40
シルバー人材センター登録者数	長寿介護課	人	463	650	650
友愛クラブ加入者数	長寿介護課	人	2,545	3,100	3,100

#### 重点課題3-2 様々な生活困難を抱える人に対する支援

# 現状と課題

単身世帯やひとり親世帯の増加、また、近年の厳しい雇用情勢や就業構造の変化などによって家族のあり 方も多様化し、貧困や地域での孤立といった、様々な生活上の困難に直面する人が増加しています。

このような人々が、安心して生活することができるよう、個人の置かれた状況に配慮した課題解決への支援が必要です。

特にひとり親家庭においては、母子世帯における貧困率が高く、他にも子どもの教育、家庭の健康面などにおいて不安定な立場に置かれがちです。これらの家庭が安心して暮らすことができるよう相談機能を強化するとともに、制度のさらなる充実や周知といった生活安定への支援が必要です。

# 施策の方向

#### 1)相談・支援体制の充実

様々な媒体を通じた情報提供や関係機関との連携により、男女それぞれの状況に応じた相談・支援体制の充実を推進します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	1.	生活困難を抱える人の自立を促進するために、市と関係	こども課
関係機関のネットワー		機関の連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。	福祉課
ク構築の推進	2.	人権・行政・なやみごと相談窓口を周知して、さまざまな問	市民課
		題を抱える人々の課題解決のために、相談・支援体制の	
		充実に努めます。	

#### 2)ひとり親家庭等に対する支援の充実

ひとり親家庭の生活安定・自立促進に向けて、支援の充実や各種制度の周知に努めます。

具体的施策		取組内容	所管課
1	3.	児童扶養手当支給や医療費助成を行い、ひとり親家庭等	こども課
自立支援の充実		の経済的支援を図り、安定した生活を送れるよう支援しま	
		す。	
2	4.	広報紙や市のホームページ等により、ひとり親家庭を対象	こども課
ひとり親家庭の経済的		とする福祉資金貸付制度やひとり親家庭医療費助成制度	
負担の軽減		の周知を図ります。	

#### 3)自立に向けた支援の充実

男女が経済的に自立し、安心して日常生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取りながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、自立を促進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	5. ハローワーク等の関係機関と連携を強化し、再就職への支	こども課
再就職への支援の充	援を推進し、困難を抱える人の自立を促進します。	福祉課
実		

# 基本目標4 あらゆる分野への社会参画の推進

議会議員や審議会委員、管理職などの意思決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現に向けた社会づくりにとって重要なことです。政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に参画し、男性だけでなく女性の視点から多様な考え方を社会に反映していくことが大切です。

しかし、現在も社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない 状況であり、早急な取組が必要です。政治、職場、地域社会といったあらゆる分野に女性が進出し参画が拡 大するために、女性のエンパワーメントを促進することが重要であり、意思決定過程に参画できる人材を育成 するなど、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めることが重要です。

地域活動の活力が低下する中、男女が様々な視点で地域づくりや防犯・防災といった地域活動に参画し、 地域の活性化に取り組むことが、安心して暮らせる環境づくりを推進する上で重要となっています。特に、近 隣のつきあい、生涯学習、ボランティア活動、防災組織等といった地域活動への参加や、自治会等における 女性の意思決定過程への参画は、地域活動を活性化する上で重要です。

また、地域で活動する団体に対する情報提供や団体間の交流を推進し、男女共同参画の視点に立った 主体的な活動を支援する必要があります。

特に、被災時には不便な生活環境の下で家事や育児に関する負担が女性に集中したり、避難所において 女性が安心した生活を送れないといった問題が想定されるため、防災体制の確立には女性の参画を推進す ることが必要です。

※【SDGs17の目標 11:住み続けられるまちづくりを】



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

#### 重点課題4-1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

# 現状と課題

事業所や各種団体においても、女性が社会のあらゆる分野で活躍できるよう、意思決定過程に参画する機会を拡大することが必要です。そのためには、女性のそれぞれの能力や参画意欲を高め、その力が発揮できるよう、行政等がその支援や環境をつくるとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)による積極的な登用を行っていく必要があります。

本市でも審議会等の委員への参加促進について積極的に取り組んでおり、今後もさらなる参加を促進することが必要です。

また、企業や地域団体などに、その取組事例や導入方法等に関する情報を提供していくことも重要です。

# 施策の方向

#### 1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会等の委員への女性の参加促進と人材の発掘や育成に努め、市政における意思決定過程に女性の声を反映させるシステムづくりを推進します。

また、市が自ら模範となるよう、性別にとらわれない適材適所の人員配置や、能力を有する職員の公平かつ積極的な管理職への登用を図り、育児休暇などの制度が利用しやすい組織体制づくりに努め、男女共同参画に基づいた職場環境づくりを推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 全ての審議会において女性の参画が実現するよう、女性	市民課
審議会等への女性の	委員の登用を促進し、一方の性別に偏らない審議会の運	全課
参画促進	営を推進します。	
	2. 審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材につ	
	いての情報の収集を進め、女性委員の登用を推進しま	
	す。	
2	3. 企業、教育関係、各種団体、PTA等における女性の政	市民課
あらゆる分野における	策・意思決定過程への参画促進についての啓発活動を推	全課
政策·方針決定過程	進します。	
への女性の参画促進		
3	4. 採用については、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、ま	総務課
女性市職員の採用、	た、小林市職員の任用に関する規則に基づき、適正に実	
登用等の促進	施していきます。	
	5. 女性職員の登用拡大を図るとともに、性別に関わらず、能	
	力を有する職員を公平に評価して管理職に登用すること	
	を推進します。	

# 2)女性の人材育成と人材情報の提供

あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成させるとともに、様々な分野で活躍する人材の発掘に努め、情報を収集・整備し提供します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	6.	各種学習会の開催と学習会についての情報を提供しま	市民課
エンパワーメントのため		す。	
の学習機会の提供	7.	女性の政策・方針決定過程への参画を促進するための講	
		座等を開催します。	
2	8.	市民グループ同士の情報交換を支援し、交流の場を提供	地方創生課
市民グループの活動		することで、市民グループのネットワークの構築を推進しま	
支援		す。	
3	9.	女性リーダーを育成する各種講座を開催し、人材育成に	市民課
人材育成のための養		資する情報の提供に努めます。	
成事業の充実			
4	10.	市政に女性の声を反映させるために、幅広い分野から女	市民課
女性の人材に関する		性の人材に関する情報収集を進めるとともに、募集情報の	
情報の収集、整備・		提供を行います。	
提供			

# 成果指標

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
女性委員がいない審議会等の数	市民課	ı	3	0	0
審議会等における女性委員の割合	市民課	%	28.1	35.0	40.0
審議会等における公募委員の割合	市民課	%	6.5	15.0	15.0

#### 重点課題4-2 まちづくりにおける男女共同参画の推進

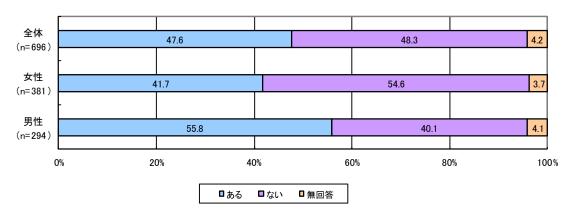
# 現状と課題

地域社会では、少子高齢化や人間関係の希薄化といった様々な変化が生じています。このような状況の中で、地域力を再生・向上し、豊かな社会を構築していくためには、男女が協働して様々な地域活動へ積極的に参画していくことが必要です。

「男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)」によると、地域活動への参加経験については、男性の参加経験(55.8%)が女性の参加経験(41.7%)よりも高くなっており、更なる女性の参加を促進することが必要です(※図16)。

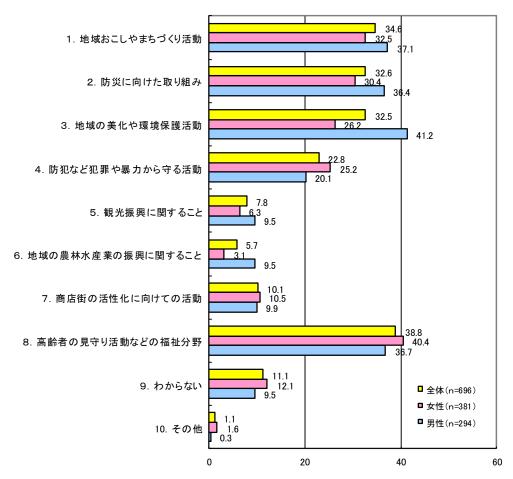
また、地域活動において、今後さらに男女共同参画の視点が必要になると思われる活動については、「高齢者の見守り活動などの福祉分野」(38.8%)が最も高く、次いで「地域おこしやまちづくり活動」(34.6%)となっており、女性からの回答が多くなっているものは「高齢者の見守り活動などの福祉分野」「地域おこしやまちづくり活動」「防災に向けた取り組み」の順で回答が高くなっています。今後はこれらの活動を中心に、男女それぞれの視点からの積極的な参加を促す施策を推進する必要があります(※図17)。

# ●地域活動への参加について(※図16)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

## ●地域活動において、今後さらに男女共同参画の視点が必要になると思われる活動(※図17)



男女共同参画基本計画に関するアンケート調査(令和3年度)より

# 施策の方向

## 1)市民と行政の協働によるまちづくり・市民活動の推進

日常の生活を送る場である地域を豊かで活力あるものとしていくため、地域住民の主体的な活動を支援し、活力溢れる社会の実現を図ります。また、活動の中に男女共同参画の視点を持って取り組めるよう働きかけます。

具体的施策		取組内容	所管課
1	1.	計画の効果的な推進を図るため、民意を反映した意見や	市民課
小林市男女共同参画		提言を積極的に施策に反映します。	
審議会の充実			
2	2.	地域の魅力を高める新たな取組を行うことができるよう、市	地方創生課
市民活動の支援と市		民団体などの活動の活性化を支援します。	
民参画の促進	3.	男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グ	
		ループの活動を支援します。	
3	4.	地域づくり団体への情報提供や地域づくりリーダーの育成、	地方創生課
男女共同参画の視点		団体間の連携・交流を促進して、男女を問わず自主的な	全課
に立った地域コミュニ		地域づくり活動を支援します。	
ティの構築			

## 2)地域活動における男女共同参画の促進

防災、環境保全や地域おこしなど、男女が協働して多様な地域活動に参画するための意識啓発や情報 提供を推進し、地域住民を主体とする新たな地域コミュニティづくりを促進し、地域全体の活性化を図りま す。

具体的施策		取組内容	所管課
1	5.	地域活動の活性化を図るため、様々な地域活動の情報や	市民課
地域活動への男女共		参画機会の提供に努め、多くの男女の地域活動への参画	商工観光課
同参画を促進するた		を促進します。	
めの広報啓発活動の	6.	各種団体等との連携を図り、ポスター掲示、チラシ配布に	
促進		よる周知に努めます。	
2	7.	保育所において、高齢者との交流事業を実施します。	こども課
男女による地域教育	8.	地域活動において、世代間交流事業を実施します。	地方創生課
力の再生			
3	9.	地域活動への男女の積極的な参加を促進するために、地	地方創生課
地域社会活動へ参加		域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催します。	商工観光課
しやすい環境整備	10.	. 新たな地域づくりの枠組みとして「きずな協働体」の設立を	
		支援し、男女の地域活動への参加を促進します。	

#### 3)観光・環境・その他の分野等における男女共同参画の推進

観光や環境等の分野において、女性ならではの視点を活かすことができる環境づくりに努めます。

具体的施策	取組内容	所管課
1	11. 女性力を活かした観光分野での活動を支援するために、	商工観光課
観光に関する情報収	人材育成やネットワークの構築を推進します。	
集と情報提供の推進		
2	12. 地域や家庭において、環境保全活動における男女共同参	生活環境課
環境問題への取組の	画を推進します。	
推進		
3	13. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の優良事例	地方創生課
地域おこし、まちづくり	の収集・情報発信に努めます。	商工観光課
への男女共同参画		
の推進		

# 4)国際理解・協力の推進

国際的な男女共同参画の現状や取組などの情報を発信し、国際交流や国際協力の分野における男女 共同参画を推進します。また、国籍や文化、価値観の異なる人々が相互理解を深め、互いに尊重しながら 共に生きる多文化共生社会づくりを推進します。

具体的施策	取組内容	所管課
1	14. 男女共同参画に関する国際的な動向についての情報発	市民課
男女平等に対する世	信や、国際交流活動の促進により、国際的視野に立った	
界の取組についての	男女共同参画の意識啓発を進めます。	
情報提供		
2	15. 国際交流を地域に根付いたものとしていくため、様々な分	社会教育課
国際交流·協力、国	野での国際交流を推進します。	地方創生課
際化の推進	16. 国際的な男女共同参画の取組に関する情報収集を行	
	い、情報の発信を行います。	
	17. 招致外国青年による国際理解活動事業を推進します。	
	18. 小学校訪問、外国語教室、フレンドシップ※等の事業を充	
	実させ、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、在住外国	
	人の地域への参画を促します。	
	19. 国際化に向けた人材育成を図ります。	
	20. 市の情報発信の多言語化や、公共施設における分かりや	
	すい案内表示に努めます。	

.....

# <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画 目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
市内の NPO 法人数	地方創生課	団体	18	18	18
自治会加入率	地方創生課	%	61.9	74.5	74.5
学校支援実施件数	社会教育課	件	5,626	7,200	7,200
ボランティア参加者数	社会教育課	人	6,108	6,250	6,500
招致外国青年による学校訪問の実施	社会教育課	回	34	75	75
フレンドシップ事業の実施回数	社会教育課	回	1	5	5
地域日本語教室への参加者数	地方創生課	人	59	100	120
女性のリサイクル品分別指導員数	生活環境課	人	43	50	55

#### 重点課題4-3 防災分野における男女共同参画の推進

## 現状と課題

東日本大震災以来、大規模災害時における避難場所の運営や生活用品等の支給、備蓄等について、女性に対する配慮が不十分であるとの意見が強くなっています。

また、災害発生時には不便な環境での家事や育児の負担が女性に集中する場合が多く、防災対策を進めるにあたっては、女性の視点を積極的に取り入れ、対策に十分に反映することの必要性がますます高くなっています。そのため、防災分野における意思決定過程や、消防団などの防災現場への女性参画が重要です。

# 施策の方向

#### 1)災害対策における女性力の活用

災害時や復興において女性力が活用できるよう、女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の充実を図ります。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 地域防災計画に即して、女性の視点を活かした防災支援	危機管理課
災害マニュアル作成	対策の推進を図ります。	
時における男女共同		
参画の促進		

#### 2)防災分野への女性の参画の促進

災害時の男女のニーズの違いや持てる能力などに配慮し、地域防災計画に即した防災対策に努めるとともに、女性の視点にも配慮した防災施策の充実を図ります。

具体的施策		取組内容	所管課
1	2.	男女共同参画の視点を取り入れた施策を展開するため、	危機管理課
自主防災組織におい		防災現場への女性の参画として、女性消防団員の加入を	
ての女性リーダー養		促進します。	
成の支援	3.	自主防災組織の活動活性化のために、市民防災リーダー	
		養成講習会を開催します。	
2	4.	男女のニーズの違いを把握し、避難施設などのトイレや更	危機管理課
防災施設等の整備に		衣場所については、女性の声を反映させるよう努めます。	
おける女性ニーズの			
反映			

# <mark>成果指標</mark>

成果指標	所管課	単位	現状値	中間目標	計画目標
			R3 年度	R9 年度	R14 年度
市民防災リーダー講習認定者数	<b>₽₩</b> 無田≡	ı	36	40	40
(女性認定者)	危機管理課		(9)	(12)	(15)
女性消防団員数	危機管理課	人	9	12	14

# 第5章 計画の推進

# 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

# (1)庁内推進体制の充実と強化

本計画の十分な進行管理を行う庁内推進体制を充実し、情報の共有化を図るため、国、県、関係機関、 民間等と連携して推進していきます。また、本基本計画を実効性あるものにするため、制定した小林市男 女共同参画推進条例の周知徹底に取り組んでいきます。

具体的施策	取組内容	所管課
1	1. 計画の全庁的な取組を推進します。	市民課
小林市男女共同参	2. 関係課の総合的な連絡調整や提言に対する検討をしま	全課
画行政推進会議の	す。	
充実		
2	3. 小林市男女共同参画推進条例の理念等について啓発し、	市民課
小林市男女共同参	周知徹底を図ります。	
画推進条例の周知		
徹底		
3	4. 国、県、関係機関をはじめ、事業所、市民団体との連携と	市民課
国、県、関係機関、	協力体制の強化の推進、情報の共有化を図ります。	
民間との連携強化		

# (2)近隣市町村との連携による広域的取組の推進

交通、情報通信手段の発達等による住民の生活圏も拡大し、また地方分権の進展により今後は行政の 広域化も求められています。より効率的、創造的な男女共同参画社会を実現するために、広域的な連携 と取組を推進します。

具体的施策		取組内容	所管課
1	5.	近隣市町村の行政担当者と男女共同参画地域推進員や	市民課
近隣市町村と連携し		地域リーダーとの合同研修会を実施します。	全課
た男女共同参画社	6.	男女共同参画社会づくりに関する調査・研究をします。	
会の実現に向けた取			
組の促進			

# 2 計画の進行管理

本計画を総合的かつ継続的に推進するためには、本計画に盛り込まれている各施策の進捗状況を把握するとともに、各施策の効果を点検することが必要です。このため、施策の進捗状況を把握し、点検し、目標設定など効果的な進行管理手法について検討を進め、その確立に努めます。

また、計画の考え方に沿った新規事業についても、進行管理の中で進捗状況を把握するものとします。

具体的施策		取組内容	所管課
①	1.	計画に挙げた事業について、年度ごとに実施状況等を取り	市民課
実施状況の把握、実		まとめ、市民に公表します。	
施細目の策定及び推	2.	計画の考え方に沿った新規事業の進捗状況を把握しま	
進		す。	
2	3.	男女共同参画に向けた施策をより効果的に進めるため、	市民課
計画進捗状況の評価		数値目標の設定や評価・分析を行います。	全課

# 第6章 小林市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画

# 第6章 小林市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画

## 1 計画策定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス(DV)等、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。暴力の根絶に向け、教育・啓発によって一人ひとりの人権意識を高めるとともに、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のための取組を進めます。

# 2 計画の性格

(1)計画の位置づけ

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置付けます。また、小林市男女共同参画推進条例第8条に基づく計画として位置付けます。

(2)計画の期間

この計画の期間は、第3次小林市男女共同参画基本計画の実施年度にあわせて、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

# 3 計画の内容

(1)小林市の現状

「重点課題1-3 男女の人権の尊重」の「現状と課題」にて記述(P32)。

(2)基本方針

ドメスティック・バイオレンスの根絶

(3)具体的施策

別表(計画の内容)

# 1. DV防止のための取組

1	1.	学校教育や社会教育などで、男女平等を含む人権教育を推進し、DV
教育・啓発活動の推		についての啓発活動を推進します。
進	2.	広報紙や市のホームページ、パンフレットなどにより、DVやDV防止法、
		相談窓口に関する情報を幅広く提供します。
2	3.	相談や関係機関からの情報などを通じて、被害者や加害者の実態を把
実態把握による防止		握し、防止策についての検討を推進します。
策の検討		

# 2. DV被害者保護・支援のための取組

1	4. こども課、市民課、福祉課、長寿介護課、健康推進課、学校教育課な
相談機能の充実	どの市役所における関係部署と密接に連携することで、相談機能を充
	実します。
	5. 相談に携わる職員に研修の機会を提供し、資質向上を図ります。
	6. 無料法律相談などを開催し、司法に関する専門的な助言が受けられる
	機会を提供します。
2	7. 警察や県女性相談所、一時保護を実施する施設などと連携し、被害者
一時保護の実施	の一時保護を実施します。
	8. 警察と連携し、被害者の親族等に危険が迫っている場合には、安全の
	確保に努めます。
	9. 一時保護を実施する施設と連携を図り、新たな生活を始めるための準
	備が落ち着いてできる環境を整えます。
3	10. 新たな生活を始めるために必要な住宅の確保、就業、各種制度につい
自立に向けた支援	ての情報を提供します。
	11. あらゆる手続きに際して、付添いが必要な被害者には同行援助を行
	い、自立に向けて支援します。
	12. 子どもがいる被害者には、児童相談所などと連携し、子どもの状態に配
	慮しながら、就学や保育所への入所についての支援を行います。
4	13. ケースに応じて、警察、県女性相談所、保健所、児童相談所、法務
関係機関との連携	局、裁判所、民生委員児童委員などと連携を図りながら、被害者の保
	護・支援を行います。
	14. 被害者へのよりきめ細やかな対応が行えるよう、民間団体の設立支援
	や育成、協働体制について検討します。

# 参考資料

1.	第3次小林市男女共同参画基本計画策定経緯 · · · · · · · · 82
2.	小林市男女共同参画推進条例 · · · · · · · · · · · · 83
3.	小林市男女共同参画審議会委員名簿 · · · · · · · · · · · 87
4.	小林市男女共同参画行政推進会議設置要綱 · · · · · · · · · 88
5.	男女共同参画社会基本法90
6.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 ・・・・95
7.	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・・・・・・107
8.	男女共同参画に関する国内外の動き ・・・・・・・・・121
9.	男女共同参画基本計画に関するアンケート調査結果・・・・・・127

# 1. 第3次小林市男女共同参画基本計画策定経緯

年月日		内容
令和	12月17日~	小林市男女共同参画基本計画に関するアンケート調査
3年度	1月31日	(対象:市内在住満20歳以上の男女2,000人、回収率34.8%)
	8月18日	小林市男女共同参画行政推進会議第1回ワーキンググループ会議
		・第3次小林市男女共同参画基本計画の策定について
	9月16日	小林市男女共同参画行政推進会議ワーキンググループの各グループ員
		に策定案の修正・確認を依頼
	10月5日	第1回小林市男女共同参画審議会及び小林市男女共同参画行政推進
		会議合同会議
		・第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版に基づく令和3年度
		施策・事業実績及び令和4年度事業計画、成果指標進捗状況に
		ついて
		・女性の参画状況について
		・第3次小林市男女共同参画基本計画の策定について
	11月7日	第2回小林市男女共同参画審議会
令和 4年度 		・第3次小林市男女共同参画基本計画の策定について市長より
		諮問
		・第3次小林市男女共同参画基本計画(案)について協議
		・小林市パートナーシップ宣誓制度について協議
	11月15日	行政経営会議
		・第3次小林市男女共同参画基本計画(案)について
	12月20日~	パブリックコメント募集
	1月19日	
	2月14日	第3回小林市男女共同参画審議会
		・パブリックコメントの結果及び対応案について
		・第3次小林市男女共同参画基本計画策定の答申(案)について
	3月2日	審議会から市長へ答申
	3月	「第3次小林市男女共同参画基本計画」(「小林市配偶者からの暴力の
		防止及び被害者の保護等に関する基本計画」含む)策定

# 2. 小林市男女共同参画推進条例

平成18年3月20日 条例第13号 改正 平成21年12月25日条例第55号

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条一第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第9条一第16条)

第3章 小林市男女共同参画審議会(第17条—第21条)

第4章 雑則(第22条)

附則

男女が、個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

小林市においては、これまで、国、県等の動向を踏まえつつ、平成15年3月には「小林市男女共同参画基本計画」を策定するなどして、男女共同参画の推進に取り組んできたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などが依然として根強く存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

このような中で、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、 地域の特性を活かした住みやすいまちを築いていくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責 任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方を選択する ことができるよう、男女共同参画をより一層進めていく必要がある。

ここに、私たち市民は、協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 営利を目的とするとしないとを問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び 法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、社会その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活と職業生活その他の社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、市行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する者について、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成の推進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により、当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により不利益を与えることをいう。)
- (3) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

#### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画の策定等)

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女 共同参画計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、小 林市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民、事業者及び教育に携わる者の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民、事業者及び教育に携わる者の理解を 深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の視点に基づく教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第12条 市は、地域における生産及び経営並びにこれらに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、及び適正な評価を受け、並びに対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(市民、事業者及び教育に携わる者の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第14条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、市民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第15条 市は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、 積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画の推進状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### 第3章 小林市男女共同参画審議会

(設置)

第17条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、小林市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る重要な事項に関すること。
- 2 審議会は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、男女共同参画に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。 (会長)

第20条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小林市男女共同参画推進条例(平成17年小林市条第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### **附 則**(平成21年12月25日条例第55号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第19条第2項の規定にかかわらず、 平成23年1月21日までとする。

# 3. 小林市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	役職名他	備 考
今村 礼子	野尻地区代表委員 野尻町商工会 女性部長	会長
野添和洋	小林市立東方小学校 校長	会長職務代理
橋 満 良 三	小林商工会議所 事務局長	
大山 竹子	小林市農業委員会 委員	
若 松 照 雄	都城人権擁護委員協議会小林市· 西諸県部会 人権擁護委員	
関 谷 惠 子	小林市民生委員・児童委員	
吉行輝真	一般社団法人 小林青年会議所 監事	
川畑静子	NPO法人みらい 理事	
河 野 雄 二	須木地区代表委員 永田区長	
永田 タヱ子	一般	
坂上弘子	一般	

## 4. 小林市男女共同参画行政推進会議設置要綱

平成18年3月20日 告示第14号 改正 平成19年3月1日告示第36号 平成19年3月30日告示第55号 平成21年4月1日告示第97号 平成22年3月19日告示第39号 平成23年3月30日告示第71号 平成24年8月29日告示第199号 平成25年4月1日告示第99号 平成28年3月25日告示第83号 平成30年3月31日告示第61号

#### (設置)

第1条 本市における男女共同参画行政に関する施策を総合的に推進するとともに、連絡調整を図るため、小林市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画及び行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政関係部門の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市民生活部長を、副会長は人権同和対策監をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる組織(以下「課等」という。)の長をもって充てる。

#### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、議事を進める。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

(ワーキンググループ)

第5条 基本計画策定又は改定の実務的な検討及び調整を行うため、推進会議にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループ長は人権同和対策監をもって充てる。
- 4 グループ員は、別表に掲げる課等の長が当該課等に属する職員のうちから推薦した者をもって組織する。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集する。
- 6 グループ長及びグループ員の任期は、基本計画の策定又は改定の完了までとする。

#### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民生活部において行う。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。

#### 附則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。 附 則(平成19年3月1日告示第36号)

- この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年3月30日告示第55号)
- この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成21年4月1日告示第97号)
- この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成22年3月19日告示第39号)
- この告示は、平成22年3月23日から施行する。 附 則(平成23年3月30日告示第71号)
- この告示は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成24年8月29日告示第199号)
- この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第99号)抄

#### (施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月25日告示第83号)抄 (施行期日)
- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成30年1月17日告示第6号) この告示は、公表の日から施行する。 附 則(平成30年3月31日告示第61号) この告示は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表(第3条、第5条関係)

総務課
危機管理課
企画政策課
地方創生課
農業振興課
畜産課
商工観光課
生活環境課
福祉課
長寿介護課
健康推進課
子育て支援課
建設課
学校教育課
社会教育課
農業委員会事務局
市立病院事務部
地域振興課
地域振興課

## 5. 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号) 最終改正:平成11年12月22日法律第160号

#### 目次

前文

第1章 総則(第1条-第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等

を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の 形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活 動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策 及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女 共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければな らない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - (2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなけれ ばならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合 的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に 影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその 他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るた めに必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の 交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講 ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女 共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように 努めるものとする。

#### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1)男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
  - (2)前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - (3)前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4)政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大 臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

〔議長〕

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1)内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2)男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で 定める。

#### 附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

#### 附 則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

- (2)附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日 (委員等の任期に関する経過措置)
- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員 である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法 律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

#### 11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号 最終改正:令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則(第一条·第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条·第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた 取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四:一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四:平二五法七二:一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四:一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四·追加、平一九法一一三·改称)

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四·追加、平一九法一一三·一部改正)

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四·追加、平一九法一一三·一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

#### (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶 者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行う

ものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を 行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四:平一九法一一三:令元法四六:一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四:一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、 方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者 からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当 該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止する ための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四:追加)

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四:追加、平二六法二八:一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四·令元法四六·一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四:追加)

第四章 保護命令

#### (保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置く こと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する 文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

#### (管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

#### (保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若 しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

#### (迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の 停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を 当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四:平一九法一一三:一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四·全改、平一九法——三·一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、 その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手 方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手 方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四:一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定め

る。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務 関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者 の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をし なければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓 発に努めるものとする。

(平一六法六四:一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用 を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が 定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四:一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第 一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二:追加)

#### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における 共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手 からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該 関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該 暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八 条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(平二五法七二:追加)

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。 次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二:一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条 の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護 命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四:平二五法七二:一部改正)

#### 附 則 抄

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四:一部改正)

#### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件 については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例によ る。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

— 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成 二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日 (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄 (経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

### 7. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日) (法律第六十四号) 第百八十九回通常国会 第三次安倍内閣 改正 平成二九年三月三一日法律第一四号 令和元年六月五日同第二四号 同四年三月三一日同第一二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

#### 目次

- 第一章 総則(第一条一第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条:第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
- 第二節 一般事業主行動計画等(第八条一第十八条)
- 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条:第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条一第二十九条)
- 第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
  - 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
  - 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、 本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則 (次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の 推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に 関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境 の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるととも に、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しな ければならない。

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのつとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体 的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」とい う。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ー 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍 の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規 定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において 「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。) を定めなければならない。
  - 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
    - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四:一部改正)

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四·改称)

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が

実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動 計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、 一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努 めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(令元法二四:一部改正)

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、 厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める 基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるも

の(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四:一部改正)

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り 消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四:追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項 及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四:追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四:追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定 を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四·追加)

#### (委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の 承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第 一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、 第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五 十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条 の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、 同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を 行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募 集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当 該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中 「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以

外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四·一部改正、令元法二四·旧第十二条繰下·一部改正、令四法一二·一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業 主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該 募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものと する。

(令元法二四:旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業 主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者 への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その 他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四·旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、 採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的 地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活にお ける活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情 について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前 項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差 異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用 いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるため

の措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた 目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四:旧第十五条繰下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四·旧第十六条繰下·一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四·旧第十七条繰下·一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、

又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四:旧第十八条繰下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要 な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四:旧第十九条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法二四·旧第二十条繰下·一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四:旧第二十一条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四·旧第二十二条繰下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務 の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければ ならない。

(令元法二四·旧第二十三条繰下·一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の 事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四:旧第二十四条繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四:旧第二十五条繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般 事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業 主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四·旧第二十六条繰下·一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四:追加:一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚

生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四·旧第二十七条繰下·一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四:旧第二十八条繰下)

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四:旧第二十九条繰下:一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四:旧第三十条繰下:一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四·旧第三十一条繰下·一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者 (平二九法一四·一部改正、令元法二四·旧第三十二条繰下·一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法 人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四·旧第三十三条繰下·一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四:旧第三十四条繰下:一部改正)

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。) 及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から 施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に 係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四:一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日 二及び三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する

法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況 について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄

- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。
- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規 定 公布の日
- 二略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める

部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

#### (政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄 (経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

# 8. 男女共同参画に関する国内外の動き

## ※1976年~1985年 国連婦人の十年

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
1945 (\$20)	「国際連合」創設	「衆議院議員選挙法」改正公 布(初の婦人参政権実現)		
1946 (S21)	「婦人の地位委員会」設置	「日本国憲法」公布 戦後第1回衆議院選挙(初の 婦人参政権行使)		
1948 (\$23)	「世界人権宣言」採択			
1952 (S27)	「婦人の参政権に関する条約」 採択			
1967 (S42)	「婦人に対する差別撤廃宣言」 採択			
1972 (S47)	国連総会において 1975 年を 国際婦人年とすることを宣言			
1975 (S50)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部に参与を設置 婦人問題企画推進本部会議開催 総理府婦人問題担当室業務開始 「女子教育職員、看護婦、保 母等の立(昭和51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議開催		
1976 (S51)	ILO(国際労働機関)事務局に 「婦人労働問題担当室」設置	「民法等の一部を改正する法 律」(離婚復氏制度)の成立・ 施行		
1977 (S52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現:国立 女性教育会館)開館 「国内行動計画前期重点目 標」策定		
1978 (\$53)		M.J.W.	「宮崎県婦人関係行政連絡会議」(現:宮崎県男女共同参画推進会議)設置	
1979 (S54)	国連第34回総会 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択		県に「青少年婦人課」 を設置し、婦人担当を 配置 「婦人に関する意識等 基礎調査」実施	
1980 (\$55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハ-ケン)・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名 配偶者の相続分アップを内 容とする改正民法成立(昭 和 56 年施行)	「宮崎県婦人問題懇 話会」 (現:男女共同参画推 進懇話会)設置 「働く婦人の意識に関 する調査]実施	
1981 (\$56)	女子差別撤廃条約発効 ILO「家族的責任を有する男女労 働者の機会均等及び待遇の均等 に関する条約(156号)」を採択	「国内行動計画後期重点目 標」策定	第三次総合長期計画 に「婦人対策の推進」 を加える 「家庭婦人の意識に関 する調査」実施	

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
1982 (S57)			「婦人に関する施策の方 向一婦人行動計画ー」 策定	
1984 (\$59)	「国連婦人の十年」の成果を検討し 評価するための世界会議のための ESCAP 地域政府間準備会議開 催(東京)	「国籍法」改正(父母両系主義 の立場をとる 昭和60年施行)		
1985 (S60)	「国連婦人の十年」ナイロビ 世界会議開催(ナイロビ) ・(西暦 2000 年に向けての)「婦人 の地位向上のためのナイロビ将来 戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 「国民年金法」改正(女性の年 金権の確立 昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」公布 (昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准		
1986 (S61)		婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、 任務も拡充 婦人問題企画推進有識者 会議開催		
1987 (S62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定婦人問題企画推進本部参与拡充	「男女共同社会を築く ための宮崎女性プラ ン」策定	
1989 (H1)		学習指導要領の改訂(高等 学校家庭科の男女必修等)		
1990 (H2)	国連婦人の地位委員会拡大会議 国連経済社会理事会 ・「婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略に関する第1回見直し と評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」の見直し方針 決定		
1991 (H3)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」 策定 「育児休業法」の公布(平成4年施行)	第四次総合長期計画 に「男女共同社会づくり の推進」を位置付ける 「女性青少年課」へ課 名変更 「みやざき女性交流活動センター」設置	
1992 (H4)	地球サミット(環境と開発に関する 国連会議)開催(リオ・デ・ジャネイロ) ・環境と開発に関するリオ宣言「ア ジェンダ 21」を採択		「女と男ですすめるサン サンひむかプラン」策 定	
1993 (H5)	国連世界人権会議開催(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採 択	「パートタイム労働法」公布、施行		
1994 (H6)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ)・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際人口開発会議開催(カイロ)	「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 (政令) 「男女共同参画推進本部」設 置		
1995 (H7)	国連人権委員会 ・「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議開催ー平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)  LO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を批准	「男女共同社会づくりの ための調査」実施	

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
1996 (H8)		「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 (H9)		「男女共同参画審議会」設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「ひむか女性プラン」策 定	
1998 (H10)		男女共同参画審議会から 「男女共同参画社会基本法 ー男女共同参画社会を形成 するための基礎的条件づくり ー」を答申		
1999 (H11)	ESCAP(国連アジア太平洋経済 社会委員会)ハイレベル政府間会 議開催(パンコク)	改正男女雇用機会均等法、 改正育児·介護休業法の全 面施行 「男女共同参画社会基本法」 公布·施行 「食料·農業·農村基本法」公 布·施行(女性の参画の促進 を規定) 男女共同参画審議会が「女 性に対する暴力のない社会 を目指して」答申	女性青少年課に女性 政策監を設置	
2000 (H12)	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(ニュ-ヨ-ケ) ・「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定	「男女共同参画社会づ くりのための県民意識 調査」実施	企画調整課に男女共同参画 行政窓口を設置(旧小林市) 「小林市男女共同参画推進協議会」設置(旧小林市) 「女性行政」を「男女共同参画 行政」に改正 少子化対策フォーラム開催 (旧小林市) 第4次小林市総合計画に「男 女共同参画社会を目指して」 明記(旧小林市)
2001 (H13)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間 男女共同参画推進本部決定・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」・「『女性に対する暴力をなくす運動』について」閣議決定・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性対策班」を「男女共同参画推進班」に改称「宮崎県男女共同参画センター」設置	「小林市男女共同参画行政 推進会議」設置(旧小林市) ・各種審議会等への女性の 登用目標値を平成22年度 までに30%とすると決定 「男女共同参画社会に関す る意識調査」実施(旧小林市) 少子化対策講演会開催(旧 小林市)
2002 (H14)			「みやざき男女共同参 画プラン」策定	
2003 (H15)		男女共同参画推進本部決定 ・「女性のチャレンジ支援策の 推進について」 「次世代育成支援対策推進 法」、「母子家庭の母の就業 の支援に関する特別措置 法」、「少子化社会対策基本 法」公布·施行	「宮崎県男女共同参画 推進条例」施行 「宮崎県男女共同参 画審議会」設置	「小林市男女共同参画基本 計画」策定(旧小林市)

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
2004 (H16)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行	青少年男女参画課へ 課名変更	
2005 (H17)	第 49 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合)(ニュ-ヨ-ケ)	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児休業、介護休業等育 児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、施行 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「男女共同参画社会 づくりのための県民意 識調査」実施	「小林市男女共同参画推進 条例」施行(旧小林市)
2006 (H18)		「男女雇用機会均等法」改正 東京閣僚共同コミュケの採択 「女性の再チャレンジ支援プ ラン」改定	「DV対策宮崎県基本計画」策定	旧小林市・旧須木村の合併により「新小林市」誕生(3月20日)旧小林市の「小林市男女共同参画基本計画」を新市に継承「小林市男女共同参画推進条例」施市男女共同参画審議会」設置「小林市男女共同参画行政推進会議」設置・各種審議会等への女性の登用目標値を平成24年度末までに33%に改定
2007 (H19)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「女性の参画プログラム」策定	「みやざき男女共同参画プラン《改訂版》」策定 新みやざき創造計画の重点施策に「男女共同参画社会づくりの推進」を位置付ける	「市民活動、市民と行政の協働、男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2008 (H20)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、施行	生活・協働・男女参画 課へ組織変更	「小林市男女共同参画基本 計画改訂版」策定
2009 (H21)	「女子差別撤廃委員会」開催(ニュ-ヨ-ク)	「改正育児·介護休業法」公 布	「DV対策宮崎県基本 計画」改定	
2010 (H22)	第54回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」世界閣僚級会 合)(ニュ-ヨ-ケ) 「北京宣言及び行動綱領」と「女 性 2000 年会議」成果文書に関 する実施状況が協議され、実施 に向けた国連やNGO等の貢献強 化などの宣言が採択	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 「改正育児·介護休業法」施行	「男女共同参画社会 づくりのための県民意 識調査」実施	旧小林市・旧野尻町合併に より「新小林市」誕生(3月23日) 旧小林市の「男女共同参画 基本計画」を新市に継承 市民部市民課に男女共同参 画行政窓口を設置
2011 (H23)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)正式発足			
2012 (H24)	「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催(ラオス)第56回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	改正育児・介護休業法の全 面施行 「『女性の活躍促進による経 済活性化』行動計画」策定	「第2次みやざき男女 共同参画プラン」策定	「小林市男女共同参画基本 計画に関するアンケート調 査」実施

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
2013 (H25)		「男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針」策定 「日本再復興戦略」(平成25 年6月14日閣議決定)の中 核に「女性の活躍推進」が位 置づけられる。 「ストーカー行為等の規制等 に関する法律」改正(平成25 年10月施行) 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する 法律」改正(平成26年1月 施行)		「第2次小林市男女共同参画基本計画」及び「小林市別の場本計画」及び「小林市及び被害者の保護に関する基本計画」策定男女共同参画に係る所管課が市民協働課へ変更「審議会等の委員への女性参画の推進に関する要領」の改正※ 各種審議会等への女性の登用目標値を平成34年度末までに40%にするとの改正等
2014 (H26)	第58回国連婦人の地位委員会「自然におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 女性が教育を受ける権利を訴えてきた「マララ・ユスフザイ氏(17歳)」が「ノーベル平和賞」を受賞	「日本再復興戦略」改訂 2014(平成26年6月24日 閣議決定)に『女性が輝く社 会』の実現が掲げられる。	平成 25 年度「宮崎県 男女共同参画の現状 と施策」(報告書)の作 成	西諸定住自立圏連携事業の 一環として男女共同参画事 業を実施
2015 (H27)	国連「北京+20」記念会合(第 59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 「持続可能な開発目標(SDGs)」 (国連サミット採択)のひとつにジェンダー平等を設定	「女性活躍加速のための重点 方針 2015」策定 「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本 計画」閣議決定	平成 27 年度「男女共 同参画社会づくりのた めの県民意識調査」実施 「みやざき女性の活躍 推進会議」設立 「宮崎県特定事業主 行動計画(第3期)」策定	西諸定住自立圏連携事業の一環として男女共同参画事業を実施
2016 (H28)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」改正(平成29年施行) 「男女雇用機会均等法」改正(平成29年施行) 「ストーカー規正法」改正(平成29年施行)	平成 27 年度「男女共 同かの県民意識調査」結 果公表 「宮崎県特定事業主 行動計画(第3期)」改 定 性暴力被害者支援セ ンター「さぽーとねっと 宮崎」設置	西諸定住自立圏連携事業の 一環として男女共同参画事業を実施 男女共同参画に係る所管課が市民協働課から市民課へ 変更 女性活躍推進法に基づく「特 定事業主行動計画」策定
2017 (H29)			「第3次みやざき男女 共同参画プラン」の策 定	西諸定住自立圏連携事業の 一環として男女共同参画事 業を実施
2018 (H30)		「政治分野における男女共同 参画推進法」公布・施行 民法改正(女性の婚姻開始 年齢引き上げ、R4年施行)		西諸定住自立圏連携事業の 一環として男女共同参画事 業を実施 「小林市男女共同参画基本 計画に関するアンケート調 査」表
2019 (H31) (R元)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 (R元年公布)	「DV対策宮崎県基本計画」改訂	「第2次小林市男女共同参画基本計画改訂版」策定 「小林市あらゆる差別をなくし 人権を尊重する条例」制定

年号	世界	日本	宮崎県	小林市
2020 (R2)		「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	「男女共同参画社会 づくりのための県民意 識調査」実施 「宮崎県特定事業主 行動計画(第4期)」策 定	
2021 (R3)		「政治分野における男女共同参画推進法」改正(R3 年施行)	「宮崎県犯罪被害者 等支援条例」施行	「小林市男女共同参画基本 計画に関するアンケート調 査」実施
2022 (R4)			「第4次みやざき男女 共同参画プラン」策定	「第3次小林市男女共同参 画基本計画」策定

### あなた自身のことについておたずねします。

### 問1. あなたの性別について教えてください。

(0は1つ)

		回答数	%
1	女性	381	54.74
2	男性	294	42.24
3	性的マイノリティに該当すると思う	3	0.43
4	無回答	18	2.59
	計	696	100.00

### 問2. あなたの年齢を教えてください。

(0は1つ)

10101	-,		
		回答数	%
1	20歳代	51	7.33
2	30歳代	98	14.08
3	40歳代	96	13.79
4	50歳代	123	17.67
5	60歳代	159	22.84
6	70歳以上	167	23.99
7	空白	2	0.29
	計	696	100.00

### 問3. あなたと同居している家族について、関係と人数を教えて下さい。

(0は1つ)

		回答数	%	世帯員数
1	一人世帯	106	15.2	106
2	配偶者またはパートナーと同居	458	65.8	916
3	子ども・孫	260	37.4	488
4	親、祖父母	102	14.7	161
5	その他	26	3.7	32
計		696		1703

<sup>※「</sup>回答数」欄の計は全回答数696件(設問上重複する可能性があるため)。

### 問4.18歳以下の子ども・孫と同居されている場合、それぞれ年齢を教えて下さい。

(アンケートでは自由記載とし、内部分析用に年代別に人数を集計)

		回答数	%	人数
1	3歳以下		50.7	
2	4~6歳		46.9	
3	7~12歳			
4	13~15歳			
5	16~18歳			
6	その他		2.4	
計		186	100	(

問5. あなたは現在、職業(収入のある仕事)に就かれていますか(育休・介休中含む)。

(0は1つ)

		回答数	%
1	企業·団体勤務	232	33.33
2	パート、アルバイト	104	14.94
3	農林水産業	39	5.60
4	自営業	67	9.63
5	家事専念	45	6.47
6	学生	8	1.15
7	無職	152	21.84
8	その他	36	5.17
9	空白	13	1.87
	計	696	100.00

### 男女の平等感についておたずねします。

問6. あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

(0は1つ)

		回答数	%
1	賛成	17	2.44
2	どちらかと言えば賛成	73	10.49
3	どちらかと言えば反対	171	24.57
4	反対	198	28.45
5	どちらとも言えない	230	33.05
6	空白	7	1.01
	計	696	100.00

問7. あなたは、次のア〜クの分野において、男女は平等になっていると思いますか。 それぞれあてはまる番号に〇をつけて下さい。

(項目ごとに〇は1つ)

<u> </u>	2120121 2)			1	,				
		に 優遇されてい る が 非常	遇されている ば男性の方が優 どちらかと言え	平等である	遇されている ば女性の方が優 どちらかと言え	に優遇されてい 女性の方が非常	わからない	空白	合計
ア	家庭生活の場で	67	296	240	26	4	52	11	696
	多庭工 <b>石</b> の場で	9.63	42.53	34.48	3.74	0.57	7.47	1.58	100.00
1	職場で	59	246	216	46	4	100	25	696
-1	49.750 C	8.48	35.34	31.03	6.61	0.57	14.37	3.59	100.00
ゥ	学校教育の場で	8	82	348	29	1	198	30	696
	ナ1XX1月の場で	1.15	11.78	50.00	4.17	0.14	28.45	4.31	100.00
ェ	: 地域社会(町内会、自治会など)で	59	225	226	35	8	125	18	696
	心外に云(町で五、日石云なこ)(	8.48	32.33	32.47	5.03	1.15	17.96	2.59	100.00
才	政治の場で	204	300	82	3	3	88	16	696
۱,	以心學	29.31	43.10	11.78	0.43	0.43	12.64	2.30	100.00
ъ ъ	法律や制度の上で	84	219	194	29	5	145	20	696
//		12.07	31.47	27.87	4.17	0.72	20.83	2.87	100.00
+	社会通念・習慣・しきたりなどで	131	342	93	18	2	90	20	696
	ロム地心 日頃 しこにかなこし	18.82	49.14	13.36	2.59	0.29	12.93	2.87	100.00
ク	社会全体で	101	354	97	28	3	94	19	696
	1 本土件し	14.51	50.86	13.94	4.02	0.43	13.51	2.73	100.00

### 家庭生活及び結婚・家庭観についておたずねします。

問8. 次のア〜ケのような家庭生活の分担は、実際にあなたの家庭では、主に男女の どちらが分担していますか。それぞれあてはまる番号に〇をつけて下さい。

(0は1つ)

	項目	男 程女 度 じ	男 性	女 性	該当しな	空白	合計
ア	家計を支える(生活費を稼ぐ)	229	335	36	74	22	696
		32.90	48.13	5.17	10.63	3.16	100.00
1	  掃除、洗濯、食事の支度等の家事をする	144	20	466	48	18	696
-1		20.69	2.87	66.95	6.90	2.59	100.00
Ь	ウ 日々の家計の管理をする	118	61	430	69	18	696
		16.95	8.76	61.78	9.91	2.59	100.00
I	育児、子どものしつけをする	188	8	244	212	44	696
_		27.01	1.15	35.06	30.46	6.32	100.00
オ	子どもの勉強の指導	162	29	203	253	49	696
		23.28	4.17	29.17	36.35	7.04	100.00
カ	自治会・町内会などの地域活動	198	257	100	111	30	696
/3	日石芸・町内芸などの地域石動	28.45	36.93	14.37	15.95	4.31	100.00
+	  高齢者、病人の世話・介護をする	132	14	270	247	33	696
T	同即省、内人の自由・月段をする	18.97	2.01	38.79	35.49	4.74	100.00
ク	京朝な帝日わ土地・家長の購入を決める	305	231	40	93	27	696
	高額な商品や土地・家屋の購入を決める	43.82	33.19	5.75	13.36	3.88	100.00
ケ	家庭の問題における最終的な決定をする	312	240	56	64	24	696
.,		44.83	34.48	8.05	9.20	3.45	100.00

### 子育で・教育についておたずねします。

問9. 男女平等を推進していくために、どのようなことを学校(小・中・高等学校)で行うとよいと思いますか。 (〇は3つ以内)

		回答数	%
1	児童・生徒に向けた男女共同参画についての副読本・パンフレットなどを作成すること	63	9.05
2	学習や生活の場で、男女平等意識を育てていくこと	357	51.29
3	生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮すること	317	45.55
4	座席、名簿の順番など、男女を分ける習慣をなくすこと	89	12.79
5	性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成すること	268	38.51
6	教員自身の男女平等についての意識を高めるための研修を行うこと	170	24.43
7	性暴力やセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)について相談できる環境を整備すること	216	31.03
8	PTAなどを通じ、男女平等に関わる教育の理解と協力を深めること	76	10.92
9	学校生活の中で性別による役割を決めないように配慮すること	216	31.03
10	その他	18	2.59
	計	1,790	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率

問10. あなたと、あなたの配偶者・パートナーは1日当たりどれくらいの時間を育児・家事に費やしています。

	0~ 時間	2~3 時間	4~5 時間	6~7 時間	8時間 以上	配偶者なし	空白	合計
あなたの場合	161	168	93	46	60		168	696
めなたの場合	23.1	24.1	13.4	6.6	8.6		24.1	100
配偶者・パートナーの場合	144	138	67	24	29	125	169	696
田岡田・ハー・アージン物口	20.7	19.8	9.6	3.4	4.2	18.0	24.3	100

上段:人数 下段:%

問11. あなた(もしくは、あなたの配偶者・パートナー)は育児休業を取得したことがありますか。

	はい	いいえ	配偶者なし	空白	合計
あなたの場合	96	507		93	696
	30.6	60.3		9.1	100
配偶者・パートナーの場合	58	397	122	119	696
	13.2	64.5	7.4	14.9	100

上段:人数 下段: %

## 老後の生活についておたずねします。

## 問12. あなたは老後の生活にどのような不安を感じますか。

(0はいくつでも)

		回答数	%
1	経済的に扶養してくれる人がいないこと	136	19.5
2	病気・介護の面で面倒をみてくれる人がいないこと	183	26.3
3	老人ホームなど福祉施設が少ないこと	180	25.9
4	楽しめる趣味や仕事などの生きがいがないこと	91	13.1
5	年金・財産や預金が少ないこと	394	56.6
6	その他	45	6.5
7	特に不安はない	101	14.5
8	わからない	85	12.2
	計	1,215	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率

### 就業についておたずねします。

問13. 会社等にお勤めの方にお伺いします。あなたの職場では、次のような男女の差別がありますか。 (〇はいくつでも)

		回答数	%
1	募集や採用面で差別がある	38	5.5
2	賃金や昇格の面で差別がある	77	11.1
3	女性の仕事は補助的業務や雑務が多い	57	8.2
4	業務研修などの機会に差別がある	15	2.2
5	女性には結婚退職や出産退職の習慣がある	24	3.4
6	特に男女の差別はない	218	31.3
7	その他	19	2.7
8	わからない	61	8.8
9	会社や団体に勤務していない	104	14.9
	計	613	

### 問14. あなたは、これから男女が家庭と仕事をともに担う社会環境をつくるためには、どのようなことが 重要だと思いますか。

(○は3つ以内)

		回答数	%
1	男女ともに労働時間の短縮を図ること	188	27.0
2	男性の家事・育児・介護を進めること	200	28.7
3	男女の雇用機会を均等にすること	134	19.3
4	職場での男女の昇進、待遇の格差をなくすこと	178	25.6
5	パートタイムなどの女性の労働条件を向上させること	215	30.9
6	再就職を希望する女性のための講座、セミナーを充実させること	42	6.0
7	出産後も職場復帰できる再雇用制度を充実させること	198	28.4
8	保育園、学童保育などの育児環境を充実させること	230	33.0
9	介護、育児休業制度などの普及を図ること	140	20.1
10	ホームヘルパーや福祉施設を充実させること	108	15.5
11	その他	28	4.0
12	特にない	22	3.2
13	わからない	39	5.6
	計	1,722	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率

### 女性の活躍推進についておたずねします。

問15. あなたは、働く場で「女性の活躍が推進されている」とは主にどのような状態だと思いますか。 (〇は3つ)

		回答数	%
1	女性の勤務年数が長くなること	91	13.1
2	出産しても、子育て期間でも仕事を続ける女性が増えること	353	50.7
3	退職した後、再就職しても、また正社員になる可能性が開かれていること	273	39.2
4	働く女性の割合が多いこと	108	15.5
5	女性が従事する職種・職域が増えること	306	44.0
6	仕事に対するモチベーションが高い女性が増えること	191	27.4
7	管理職などの役職につく女性が増えること	208	29.9
8	その他	17	2.4
	計	1,547	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率

問16. 今の社会全体からみて、女性が働き続けることを困難にしたり、さまたげになっていることがあると感じますか。

(0は1つ)

₹ € 101 .	·		
		回答数	%
1	非常に感じる	103	14.8
2	やや感じる	383	55.0
3	あまり感じない	153	22.0
4	全く感じない	22	3.2
5	空白	35	5.0
	計	696	100

問17. 女性が長く働き続けることを困難にしたり、さまたげになっていることは、どのようなこと だと思いますか。

(あてはまるものすべてに〇)

		回答数	%
1	育児	434	62.4
2	家事	246	35.3
3	子どもの教育	125	18.0
4	高齢者や病人の世話	351	50.4
5	配偶者・パートナーの転勤	122	17.5
6	家族の無理解	126	18.1
7	職場での結婚・出産退職の慣行	136	19.5
8	職場の条件・制度が不十分なこと	285	40.9
9	特にさまたげになることはない	39	5.6
10	その他	19	2.7
11	空白		
	計	1,883	

### 人権に関することについておたずねします。

問18. あなたは、次のアーケにあげる事柄について、どのように思いますか。

(項目ごとに〇は1つ)

項目	いないと感じる人権が尊重されて	いえないどちらとも	そうは感じない	空白	合計
ア. 「女社長」、「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉	202	291	174	29	696
	29.0	41.8	25.0	4.2	100
イ. 女性の容姿を競うミス・コンテスト	82 29.0	314 41.8	264 25.0	36 4.2	696 100
ウ. 女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を内容に関係なく 使用した広告など	199	316	147	34	696
使用したは日本と	28.6	45.4	21.1	4.9	100
エ. 女性のヌード写真などを掲載した雑誌	187	330	145	34	696
	26.9	47.4	20.8	4.9	100
	538	93	29	36	696
7. 報場に8317-80ピグンエアルグ・バンパアント(圧間分析がつき)	77.3	13.4	4.2	5.2	100
カ. 配偶者や恋人などパートナーからの暴力(酒に酔って殴るなどの	577	56	25	38	696
DV)	82.9	8.0	3.6	5.5	100
ナフトカー(つきましい行為)	561	69	24	42	696
キ. ストーカー (つきまとい行為)	80.6	9.9	3.4	6.0	100
5 点法在当	589	46	21	40	696
ク. 痴漢行為 	84.6	6.6	3.0	5.7	100
L == ±	518	110	24	44	696
ケ. 買春	74.4	15.8	3.4	6.3	100

上段:人数 下段: %

問19. あなたはこれまで、職場、地域活動、学校に関わる場で次のようなセクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)を受けたことがありますか。

(0はいくつでも)

		回答数	%
1	結婚や交友関係についてたびたび聞かれた	92	13.2
2	「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた	127	18.2
3	年齢や体のことについて不愉快な意見や冗談を言われた	126	18.1
4	卑わいな言葉をかけられたり、ヌード写真などを見せられた	26	3.7
5	異性から、しつこく誘われたり、連絡先を聞かれたりした	38	5.5
6	SNS等を含め、意図的に性的なうわさを流された	8	1.1
7	性的関係をもつように強要された	10	1.4
8	その他	12	1.7
9	受けたことがない	388	55.7
	計	827	

%=回答者696名の選択率

問20. 配偶者や恋人などパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))が社会問題になっています。それぞれあてはまる番号に〇をつけてください。

(A, Bの項目ごとにOは1つ)

(A, Bの項目CEICOIはT フ)	(A) あなたは配偶者や恋人などから、アマシのような行為を受けたことがありますか。				
項目	何度もあった	1~2度あった	まったくない	空白	合計
ア. 大声で怒鳴られる	71	156	403	66	696
	10.2	22.4	57.9	9.5	100
イ. 交友関係や電話を細かく監視される	21	66	544	65	696
	3.0	9.5	78.2	9.3	100
ウ. 何を言っても無視され続ける	23	99	504	70	696
	3.3	14.2	72.4	10.1	100
エ. 「誰のおかげで生活できてるんだ」「甲斐性(かいしょう)なし」など	16	73	543	64	696
と言われる	2.3	10.5	78.0	9.2	100
オ. 必要な生活費を渡されない	21	21	590	64	696
	3.0	3.0	84.8	9.2	100
カ. 子どもや他人の前で侮辱されたり、ばかにされたりする	28	82	522	64	696
	4.0	11.8	75.0	9.2	100
キ. 見たくないのにポルノビデオや ポルノ雑誌を見せられる	1	12	618	65	696
	0.1	1.7	88.8	9.3	100
ク. いやがっているのに性的行為を強要 される	16	53	561	66	696
	2.3	7.6	80.6	9.5	100
ケ. げんこつで殴るふりなど、乱暴なしぐさで脅かされる	18	45	570	63	696
	2.6	6.5	81.9	9.1	100
コ. 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける	11	19	603	63	696
	1.6	2.7	86.6	9.1	100
サ. 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	4	8	620	64	696
	0.6	1.1	89.1	9.2	100
シ. 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	3	7	622	64	696
	0.4	1.0	89.4	9.2	100

上段:人数 下段:%

	(B)あなたはア〜シのような行為 がDVにあたると思いますか。			
項目	DVだと思う	DVだと思わない	中空	- 4 - 4 - 1
ア. 大声で怒鳴られる	364	211	121	696
7.70, C/B/// 3/10 G	52.3	30.3	17.4	100
  イ. 交友関係や電話を細かく監視される	364	203	129	696
TO SOUND TO BUILDING THE PROCESS OF	52.3	29.2	18.5	100
ウ. 何を言っても無視され続ける	394	163	139	696 100 696 100 696 100 696 100 696 100 696 100 696 100 696 100
	56.6	23.4	20.0	
エ. 「誰のおかげで生活できてるんだ」「甲斐性(かいしょう)なし」など	445	117	134	
と言われる	63.9	16.8	19.3	100
ナ. 必要な生活費を渡されない	461	101	134	
7. 2 × 0 = 10 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0 × 0	66.2	14.5	19.3	100
カ. 子どもや他人の前で侮辱されたり、ばかにされたりする	474	92	130	
2 0 4 125 (12 ) (12 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 ) (13 )	68.1	13.2	18.7	100
  キ. 見たくないのにポルノビデオや ポルノ雑誌を見せられる	451	111	134	696
イ・ラビアとくはなり マンドニバッシン こうかって インドッシン 不正面の とうじ こうべつ 切	64.8	15.9	19.3	100
  ク. いやがっているのに性的行為を強要 される	509	56	131	696
フ. ひ ( 20 つでのの)に住場門 過過と歴史 これのの	73.1	8.0	18.8	100
  ケ. げんこつで殴るふりなど、乱暴なしぐさで脅かされる	504	65	127	696
/・1//UC ノ C以のかりなこ、	72.4	9.3	18.2	100
コ. 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける	515	52	129	696
一、区中で17月7年によりより、1年1月27条11で又17の	74.0	7.5	18.5	100
サ. 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける	517	46	133	696
7. 四岬の石がんが女によるでは及り参口で入りる	74.3	6.6	19.1	100
シ. 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける	443	51	202	696
グ: 中の危険を感じるくらいの泰刊を受ける	63.6	7.3	29.0	100

上段:人数 下段: %

問20-1.【問20(A)のア〜シで1または2に1つでも〇をつけられた方のみ】 あなたは、問20であげたような配偶者・パートナーまたは恋人からの行為について、誰かに 打ち明けたり、相談したりしましたか。

#### (0はいくつでも)

		回答数	%
1	警察に連絡・相談した	8	2.7
2	人権擁護委員に相談した(なやみごと相談等)	2	0.7
3	女性相談所、女性相談員に相談した	2	0.7
4	その他の公的な機関に相談した	1	0.3
5	民間の機関(弁護士、緊急一時保護施設など)に相談した	1	0.3
6	医師に相談した	6	2.0
7	家族に相談した	46	15.4
8	友人・知人に相談した	69	23.2
9	どこ(だれ)にも相談しなかった	173	58.1
10	その他	15	5.0
11	空白		
	計	323	

<sup>%=</sup>問20の(A)で1または2に1つでもOをつけられた298名の選択率

### 問20-2.【問20-1で「9. どこ(だれ)にも相談しなかった」に〇をつけられた方のみ】 どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか。

#### (0はいくつでも)

		回答数	%
1	どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから	14	8.1
2	恥ずかしくて誰にも言えなかったから	14	8.1
3	相談しても無駄だと思ったから	33	19.1
4	相談したことがわかると、もっとひどいことをされると思ったから	8	4.6
5	担当者の言動により不快な思いをすると思ったから	4	2.3
6	自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	39	22.5
7	世間体が悪いから	13	7.5
8	他人を巻き込みたくなかったから	16	9.2
9	そのことについて思い出したくなかったから	8	4.6
10	自分にも悪いところがあると思ったから	69	39.9
11	相談するほどのことではないと思ったから	112	64.7
12	その他	8	4.6
	計	338	

<sup>%=</sup>問20-1で「9. どこ(だれ)にも相談しなかった」に〇をつけられた173名の選択率

### 地域活動についておたずねします。

問21. あなたはこの1年間に何か地域活動に参加したことがありますか。

#### (0は1つ)

		回答数	%
1	ある	331	47.6
2	ない	336	48.3
3	空白	29	4.2
	計	696	100

問22. 地域における活動分野の中で、これからますます男女共同参画の視点が必要になると思われる 活動は、どのようなことだと思われますか。

### (〇は3つ以内)

		回答数	%
1	地域おこしやまちづくり活動	241	34.6
2	防災に向けた取り組み	227	32.6
3	地域の美化や環境保護活動	226	32.5
4	犯罪や暴力から守る活動	159	22.8
5	観光振興に関すること	54	7.8
6	地域の農林水産業の振興に関すること	40	5.7
7	商店街の活性化に向けての活動	70	10.1
8	高齢者の見守り活動などの福祉分野	270	38.8
9	わからない	77	11.1
10	その他	8	1.1
	計	1,372	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率

## 性的マイノリティについておたずねします。

### 問23. あなたが恋愛感情を持つ相手の性別を教えてください。

#### (0は1つ)

		回答数	%
1	異性	619	88.9
2	同性	2	0.3
3	男性にも女性にも感じる	12	1.7
4	その他	9	1.3
5	空白	54	7.8
	計	696	100

### 問24. あなたは今までに自分の身体の性、心の性または性的指向(同性愛など)に悩んだことがありますか。

		回答数	%
1	はい	19	2.7
2	いいえ	640	92.0
3	空白	37	5.3
	計	696	100

問25. 現在、LGBTなどの性的マイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい 社会だと思いますか。

#### (0は1つ)

		回答数	%
1	思う	164	23.6
2	どちらかと言えば思う	280	40.2
3	どちらかと言えば思わない	101	14.5
4	思わない	94	13.5
5	空白	57	8.2
	計	696	100

問26. 性的少数者に関する偏見がなくなり、性的少数者の方が生活しやすくなるためには、行政は どうするべきだと思いますか。

#### (0はいくつでも)

		回答数	%
1	子どもの頃から正しい知識を得られるよう教育をより充実させる	433	62.2
2	行政機関や民間企業での理解を進め、安心して働くことができる環境を整える	323	46.4
3	講演会や講座等を開催し、啓発活動を推進する	100	14.4
4	啓発パンフレットを配布して市民の理解を深める	114	16.4
5	公共施設や民間施設での多目的トイレの設置を増やす	238	34.2
6	各種申請書などで不要な性別欄を廃止する	203	29.2
7	相談窓口(電話相談など)を設置し、窓口の周知を行う	172	24.7
8	同性パートナーシップの証明書の交付等の取り組みを実施する	201	28.9
9	何もする必要はない	20	2.9
10	わからない	99	14.2
11	その他	8	1.1
	計	1,911	

## 男女共同参画社会の実現についておたずねします。

問27. あなたは、次のア~オにあげる言葉や制度をご存じですか。

(項目ごとに〇は1つ)

項目	知っている	聞いたことがある	知らない	空白	合計
ア. ワーク・ライフ・バランス	173	189	298	36	696
(仕事と生活の調和)	24.9	27.2	42.8	5.2	100
イ. SDGs	325	135	198	38	696
(持続可能な開発目標)	46.7	19.4	28.4	5.5	100
ウ. ジェンダー	314	191	150	41	696
(社会的・文化的につくり上げられた性別)	45.1	27.4	21.6	5.9	100
エ. パートナーシップ宣誓制度	225	239	192	40	696
(同性パートナーに対し、自治体等が一定の関係性を認める制度)	32.3	34.3	27.6	5.7	100
オ. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	27	97	524	48	696
(性と生殖に関する女性の健康・権利)	3.9	13.9	75.3	6.9	100

上段:人数 下段: %

問28. あなたは、「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、市は特にどのようなことに力を 入れていくべきだと思いますか。

### (〇は3つ以内)

		回答数	%
1	広報・啓発活動や学習機会の提供を充実する	95	13.6
2	市の各種審議会の委員など、市の施策・方針を決定する場に女性の参画を増やす	149	21.4
3	学校教育や社会教育の中で、男女平等や男女共同参画についての学習を充実する	253	36.4
4	働く場での男女格差をなくすよう事業者(企業主)等に対して働きかける	215	30.9
5	育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める	221	31.8
6	性別を問わず、誰でも家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う	248	35.6
7	男女共同参画を推進する市民グループの活動を支援する	34	4.9
8	女性の生涯にわたる健康づくりや支援策や女性保護対策を充実する	40	5.7
9	女性の就業支援として、研修やセミナーを実施する	35	5.0
10	性暴力や性差別などに関する問題解決に向けた相談窓口を充実する	118	17.0
11	社会活動などのリーダーとなる女性を養成する	58	8.3
12	子育て支援センター事業や地域での子育て支援事業を充実する	183	26.3
13	その他	8	1.1
14	特にない	59	8.5
計		1,716	

<sup>%=</sup>回答者696名の選択率



# 第3次小林市男女共同参画基本計画

令和5年(2023年)3月策定

発行 宮崎県小林市

編集 小林市 市民生活部 市民課

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

TEL:0984-23-1141 FAX:0984-24-5063